

# 質的に区分された信託受益権に係る法人税法上の 取扱いについて

— 金銭債権信託を例に —

山 林 茂 生

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

## 要 約

### 1 研究の目的（問題の所在）

法人の資金調達の一手法として、金銭債権信託を利用した金銭債権の流動化がある。これは、一般的に、保有する金銭債権を信託銀行等へ信託譲渡し、その見合いとして交付を受ける信託受益権（金融商品取引法2条2項1号又は2号に掲げる権利に該当するものに限る。以下同じ。）について、優先受益権及び劣後受益権と質的に区分して交付を受けた後、当該優先受益権を投資家に譲渡するというものである。

当該金銭債権信託が受益者等課税信託に該当する場合の受益者の課税関係については、法人税法12条1項において、当該金銭債権信託の「信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして」同法の規定を適用することが規定されている。また、受益者が2以上ある場合については、法人税法施行令15条4項において、当該金銭債権信託の「信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする」と規定されている。

しかし、各受益者が保有する信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産の算定方法については規定がなく、この点は法人税基本通達においても明らかにされていない。そのため、当該信託財産が不明確となり、当該各受益者に帰せられる収益及び費用の計上額及び計上時期等も不明確となっているといえる。

一方、当該金銭債権信託に係る会計処理の定めをみると、信託受益権が質的に単一の場合には、受益者が信託財産を直接保有するものと同様の会計処理を行うこととされているが、信託受益権が優先劣後等のように質的に区分されており、受益者が複数となる場合には、当該受益者が信託財産を直接保

有するものと同様の会計処理を行うことは困難であるとし、有価証券として評価又は処理することとされている。

法人税法においては、信託受益権は有価証券に該当しないことから、会計上、信託受益権を有価証券として評価又は処理した場合には、原則として税務調整が必要とされる。そして、税務調整を行うためには、信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産を算定する必要があるが、その算定方法が明らかではないことから、必要な税務調整が不明確となっている。

このように、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権のように質的に区分され、受益者が二以上ある場合において、各受益者が保有する信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産が不明確な状態は、各受益者が税務上のリスクを有しているということであり、このような状態は早急に解消される必要があると考える。

そこで、本稿において、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権のように質的に区分された場合の受益者に係る課税関係を明確にする方策を検討することとした。

## 2 研究の概要

金銭債権の流動化に利用される金銭債権信託（受益者等課税信託の対象となるものに限る。以下同じ。）を検討の対象とし、まず第1章で金銭債権信託を利用した金銭債権の流動化の仕組みを概観した後、第2章で信託受益権に係る会計上の取扱いの整理、また、第3章で信託受益権に係る法人税法上の取扱いを整理した上、第4章において金銭債権信託のモデルを用い、優先受益権及び劣後受益権の各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法について、次の(1)のような検討を行っている。そして、第5章において、劣後受益権に対応する収益配当金の計上方法が争点となった訴訟事件（以下「A銀行事件」という。）を題材として、当該算定方法の規定の必要性を検討し、第6章において、当該各受益権を保有する受益者の課税関係を明確にする方策として、当該算定方法を規定する税制改正案等、次の(2)

のような税制改正案の提言を行っている。

(1) 信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定

一定の前提を置き簡便化した金銭債権信託のモデルを設定し、優先受益権及び劣後受益権の各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法について、検討を行っている。

算定方法としては、①優先受益者及び劣後受益者の各受益者が行っている会計処理に基づき、優先受益権及び劣後受益権の各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を算定する方法（会計処理法）、②信託財産である金銭債権の帳簿価額を優先受益権及び劣後受益権の各受益権の時価の割合で按分し、当該各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を算定する方法（時価按分法）、③優先受益権及び劣後受益権の各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を元金として計算される受取利息と当該元金の合計額が、当該各受益権の将来のキャッシュフロー（CF）総額と一致するよう、信託財産である金銭債権の約定金利及び返済方式に基づき算定する方法（CF法）及び④優先受益権及び劣後受益権の各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を元金として計算される受取利息総額が、当該各受益権の予定配当総額と一致するよう、信託財産である金銭債権の約定金利及び返済方式に基づき算定する方法（配当法）の四つの方法を検討している。

その結果、設定したモデルのような条件を整えば、各方法のいずれによっても当該各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を算定することができることが確認されたが、各方法で期間損益に違いが生じる結果となったことから、当該金銭債権の算定方法を規定する必要があると考える。また、優先受益者においては、当該算定方法を使用するために必要な情報を把握できない可能性があることから、当該算定方法の規定に当たっては、優先受益者が当該情報を把握できるような制度的手当ても必要であると考えられる。

なお、当該算定方法については、A銀行事件を題材とした検討からも、

その規定が必要であることを明らかにしている。

## (2) 税制改正案の提言

信託受益権が優先受益権及び劣後受益権のように質的に区分された金銭債権信託の受益者に係る課税関係を明確化するため、次のとおり、各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法を規定する税制改正案を提言するほか、受益者が、保有する信託受益権の内容に応じて信託財産を有するものとみなすという現行規定の考え方を変更する税制改正案について提言している。

### イ 各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法を規定する案

優先受益権及び劣後受益権の各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法として四つの方法を検討しているが、まず、会計処理法については、規定を設けることに特に問題はないと考える。

次に、時価按分法であるが、優先受益者が、時価按分法を使用するために必要な信託財産の帳簿価額及び時価情報を把握することは困難と考えられるところ、当該情報について、オリジネーターから優先受益者に提供する義務を課す制度的手当てを行うことは、当該情報の性質からみて困難と考える。

一方、CF法及び配当法の場合においても、優先受益者がこれらの方法を使用するためには、信託財産である金銭債権の貸付条件及び予定配当総額の情報が必要となるが、当該貸付条件については投資情報として公開されている場合もあると考えられることから、当該情報の提供義務をオリジネーターに負わせることとしても特に問題は生じないと考えられること、また、予定配当総額についてはその計算方法を定めることにより、優先受益者がこれらの方法を用いて計算することは可能と考える。

以上の結果、算定方法として、会計処理法、CF法及び配当法の三つの方法を規定する案を提言している。

なお、当該算定方法は、一の信託財産を切り分ける方法として提言し

ているものであることから、一の金銭債権信託に係る優先受益者及び劣後受益者において、選択する算定方法を同一の方法とすること、また、選択した算定方法を継続適用することも提言している。

#### ロ 優先受益権を有価証券として規定する案

現行規定の考え方を変更する税制改正案の一つとして、金融商品会計実務指針 100 項(2)等の会計実務の取扱いを参考にし、投資家における優先受益権の購入目的を重視して、優先受益権を有価証券（債券）として規定する案を提言している。

この案では、有価証券の発行者を信託の受託者と考え、優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の信託譲渡を、オリジネーターによる現物資産の払込みとみなすこととしていることから、当該受託者は、当該金銭債権を保有することとなる。また、劣後受益者は、現行どおり、劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を保有する者となる。

したがって、この案による場合には、各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法も同時に措置することが必要となる。

#### ハ 優先受益権の譲渡取引をオリジネーターと投資家との金融取引として規定する案

現行規定の考え方を変更するもう一つの税制改正案として、金銭債権の保有者（オリジネーター）による信託を利用した資金調達という目的を重視し、優先受益権の投資家への譲渡取引を、オリジネーターと投資家との金融取引として規定する案を提言している。

この案においては、オリジネーターが投資家に対し行う優先受益権の譲渡取引を、優先受益権を担保にした投資家からの金銭の借入れと擬制することとしている。

この案の場合には、オリジネーターが信託譲渡の見合いとして受領した優先受益権及び劣後受益権は、オリジネーターがそのまま保有してい

ることになるので、信託受益権の質的区分の問題は生じないこととなる。

### (3) 今後の課題

本稿では、金銭債権の流動化に利用される金銭債権信託について、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権のように質的に区分された場合の受益者の課税関係を明確にする方策について検討を行い、税制改正が必要であることを明らかにした。

信託受益権の質的区分は、他の種類の信託についても行われているところであり、また、質的区分についても優先劣後以外の区分もあることから、これらについての検討が今後の課題といえる。



## 目 次

凡 例	101
はじめに	102
第1章 金銭債権信託	106
第1節 金銭債権信託を利用した金銭債権の流動化	106
1 金銭債権の流動化	106
2 金銭債権信託の基本的な仕組み	108
3 金銭債権信託を利用した金銭債権の流動化の基本的な流れ	110
第2節 信託受益権の元本償還	113
1 優先・劣後受益権の元本全体に係る償還方法	113
2 受益権ごとの元本償還方法	113
第2章 金銭債権信託に係る会計上の取扱い	114
第1節 委託者（当初の受益者）の会計処理	114
1 信託設定時の処理	114
2 信託受益権の譲渡時の処理	115
3 期末時の処理	116
4 自己信託の場合の処理	117
第2節 優先受益者（当初の受益者以外）の会計処理	118
1 優先受益権の取得時の処理	118
2 期末時の処理	118
3 取得した優先受益権の売却処理	118
第3章 受益者等課税信託に係る法人税法上の取扱い	120
第1節 受益者等課税信託	120
1 法人税法12条	120
2 金銭債権信託の受益者等に係る所得の金額の計算	126
第2節 金銭債権信託に係る法人税法上の取扱いと 会計上の取扱いの差異	128

1	信託受益権	128
2	帰属損益と課税所得	129
第4章	信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権	130
第1節	算定方法の検討	130
1	モデルの設定	130
2	四つの算定方法	135
第2節	各方法の検討結果	161
第5章	算定方法の規定の必要性	164
第1節	検討の題材	164
1	A 銀行事件	164
2	本件の流動化取引	165
3	本件に係る裁判所の判断	168
第2節	算定方法の規定の必要性の検討	170
1	仮定に基づく検討	171
2	検討の結果	173
第6章	税制改正案の提言	175
第1節	金銭債権の算定方法を規定する案	175
第2節	優先受益権を有価証券として規定する案	177
第3節	オリジネーター（委託者）と投資家の 金融取引として規定する案	181
第7章	結びに代えて	184

## 凡 例

本稿で使用している法令等の略称は、次のとおりである。

なお、これらの法令等の規定は、特に記載のない限り、平成 28 年 4 月 1 日現在のものに基づく。

《法令等》	《略称》
法人税法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法法
法人税法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法令
法人税基本通達・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法基通

## はじめに

法人の資金調達の一手法として、資産の流動化が利用されている。この資産の流動化とは、一般的に、オリジネーター<sup>(1)</sup>（法人に限る。以下同じ。）が保有する「将来的にキャッシュフローの見込める資産を他の主体（SPV=Special Purpose Vehicle）に譲渡し、<sup>(2)</sup>「その資産の生み出すキャッシュフローを裏付とした資金調達を行うこと」<sup>(3)</sup>とされ、当該流動化の対象となる資産には、金銭債権、不動産及び動産などがある。

金銭債権の流動化を行う場合には、SPVに信託を使う金銭債権信託<sup>(4)</sup>が多く利用されており<sup>(5)</sup>、一般社団法人信託協会がとりまとめている「資産流動化型信託」の平成28年3月末現在の受託概況では、金銭債権信託は32.6兆円の規模となっている<sup>(6)</sup>。

金銭債権信託を利用した基本的な金銭債権の流動化の方法は、オリジネーターが信託の委託者となり、保有する金銭債権のうち一定のものを信託銀行等へ

- (1) 「流動化の対象資産である原債権をつくり出す（オリジネートする）主体を意味する言葉であり、」（みずほ信託銀行編『債権流動化の法務と実務』30頁（金融財政事情研究会、2005）「流動化のために資産をSPVへ譲渡する者」（同35頁。）とされる。
- (2) 室英之「金銭債権流動化」三菱UFJ信託銀行編著『信託の法務と実務【6訂版】』632頁（金融財政事情研究会、2015）。
- (3) 山崎和哉『資産流動化法 - 改正SPC法・投信法の解説と活用法 - 』30頁（金融財政事情研究会、2001）。
- (4) 「委託者が、自ら保有する金銭債権を、管理処分することを目的として信託するもの」（室英之「金銭債権の信託」三菱UFJ信託銀行編著『信託の法務と実務【6訂版】』626頁（金融財政事情研究会、2015））とされる。  
なお、信託法において、信託とは、信託契約、遺言信託又は自己信託のいずれかの方法により、「特定の者が一定の目的（専らその者の利益を図る目的を除く。……）に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう。」（信託法2①）と定義されている。
- (5) みずほ信託銀行・前掲注(1)82頁。
- (6) 「資産流動化型信託とは、資産の流動化を図り、原資産保有者が資金調達を行うための信託」をいい、平成28年3月末の受託概況は、65.8兆円となっている<http://www.shintaku-kyokai.or.jp/news/pdf/NR280609-0.pdf>（平成28年6月24日最終閲覧）。

信託譲渡し、その見合いとして交付を受ける信託の受益権<sup>(7)</sup>（本稿で検討の対象とする信託の受益権は、金融商品取引法2条2項1号又は2号に掲げる権利に該当するものに限ることとし、以下「信託受益権」という。）について、優先受益権及び劣後受益権<sup>(8)</sup>と質的に区分<sup>(9)</sup>して交付を受けた後、当該優先受益権を投資家に譲渡して資金調達を図るというものである<sup>(10)</sup>。この場合、信託銀行等から交付を受けた劣後受益権については、通常は、オリジネーターがそのまま保有することになる<sup>(11)</sup>ので、当該金銭債権信託は、オリジネーターである委託者自らが受益者<sup>(12)</sup>である自益信託<sup>(13)</sup>となる。

当該金銭債権信託のように優先受益者（優先受益権を保有する者をいう。以下同じ。）及び劣後受益者（劣後受益権を保有する者をいう。以下同じ。）といった複数の受益者がある場合の各受益者の法人税法上の取扱いについては、「信託の信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するもの」とみなし、「当該信託財産に帰せられる収益及び費

- 
- (7) 「受益権」について、法人税法上に定義はないが、信託法においては、信託契約等の信託行為に基づいて信託の受託者が信託の受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権（以下「受益債権」という。）及びこれを確保するために信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利、と定義されている（信託法2⑦）。
- (8) 信託法や法人税法において、優先受益権及び劣後受益権の定義はなく、一般的に、優先受益権とは「優先劣後構造を持つ信託受益権のうち、優先的に配当の支払いおよび償還が行われる受益権」（大類雄司＝格付投資情報センターSF本部『住宅ローン証券化のすべて - ローン市場と資本市場の融合 - 』114頁（格付投資情報センター、2006）とされ、劣後受益権とは「配当の支払いおよび償還が優先受益権に劣後する信託受益権」（同114頁）とされる。
- (9) 本稿では、信託受益権の質的区分を、信託受益権の「分割」又は「複層化」と同じ意味として使用している。
- (10) 石寄政信「金銭債権流動化と信託」新井誠編『新信託法の基礎と運用』265～266頁（日本評論社、2007）、みずほ信託銀行・前掲注(1)82～83頁、室・前掲注(2)632～633頁。
- (11) 後藤出「20 資産流動化取引における真正譲渡」銀行法務 21No.735・87頁（2011）、みずほ信託銀行・前掲注(1)83頁、室・前掲注(2)636頁。
- (12) 「受益者」について、法人税法上に定義はないが、信託法においては、「受益権を有する者」と定義されている（信託法2⑥）。
- (13) 吉谷晋「信託の概念」三菱UFJ信託銀行編著『信託の法務と実務【6訂版】』18頁（金融財政事情研究会、2015）。

用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるもの」とみなして、同法の規定を適用することが規定されているのであるが（法  
法 12①、法令 15④）、各受益者が保有する信託受益権の内容に応じて有するもの  
とみなされる信託財産の算定方法については法令に規定がなく、また、法人  
税基本通達においてもこの点については明らかにされていない<sup>(14)</sup>。

当該信託財産が不明確であることに伴い、当該信託財産に帰せられる収益及び費用、すなわち、当該各受益者の収益及び費用の計上額及び計上時期等も不明確となっている。

会計においては、当該自益信託のように、オリジネーターである委託者と当初の受益者が同一で単数の者である場合には、「受益者は、信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うものとされている」<sup>(15)</sup>が、「受益権が優先劣後等のように質的に異なるものに分割されており、かつ、譲渡等により受益者が複数となる場合」<sup>(16)</sup>には、「各受益者が当該信託財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことは困難であることから、……、受益権<sup>(17)</sup>を当該信託に対する有価証券の保有とみなして評価」<sup>(18)</sup>又は処理することが定められている<sup>(19)</sup>。

しかし、法人税法上、信託受益権は有価証券に該当しない<sup>(20)</sup>ことから、会計

(14) 法人税法施行令 15 条 4 項に関する通達としては、法人税基本通達 14-4-4《権利の内容に応ずることの例示》があるが、当該通達は、質的に区分された信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産の特定方法を明らかにしたものではない。

(15) 企業会計基準委員会 実務対応報告第 23 号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」Q3 の A1。

(16) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3 の A3(2)。

(17) 金融商品会計における信託受益権は、金融商品取引法 2 条 2 項 1 号及び 2 号に該当するものに限るものとされている（会計制度委員会報告第 14 号 金融商品会計に関する実務指針 8 項）。

(18) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3 の A3(2)。

(19) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3 の A3(2)及び A4(2)、Q7 の A3(2)。

(20) 法人税法 2 条 二十一号において、有価証券とは、金融商品取引法 2 条 1 項に規定する有価証券その他これに準ずるもので法人税法施行令 11 条で定める一定のものとされているところ、金融商品取引法 2 条 2 項 1 号又は 2 号に掲げる権利である信託受益権は、これに該当しない。

の取扱いをそのまま課税所得の計算に適用することはできず、信託受益権を有価証券として評価又は処理した場合には、原則として、一定の税務調整が必要とされる。

この場合においても、上記のとおり優先受益者及び劣後受益者の各受益者が保有する信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産が不明確であることから、必要な税務調整についても不明確となっている。

当該信託財産が不明確な状態は、当該各受益者が税務上のリスクを有しているということであり、このような状態は早急に解消される必要があると考える。

そこで、本稿においては、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分される金銭債権信託（法人税法 12 条 1 項本文の対象となるものに限る。以下同じ。）を対象とし、受益者の課税関係を明確にする方策について検討することとした。

まず第 1 章で金銭債権信託を利用した金銭債権の流動化の仕組みを概観した後、第 2 章で金銭債権信託に係る会計上の取扱いの整理、第 3 章で金銭債権信託に係る法人税法上の取扱いの整理を行う。そして、第 4 章で法令上明らかにされていない優先受益権及び劣後受益権の各受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産の算定方法について、金銭債権信託のモデルを用いて検討を行い、第 5 章で、劣後受益権に対応する収益配当金の計上方法が争点となった訴訟<sup>(21)</sup>（以下「A 銀行事件」という。）を題材として、当該算定方法の規定の必要性を検討する。最後に第 6 章において、受益者の課税関係を明確にするために必要な税制改正案の提言を行う。

なお、文中意見に当たる部分は、筆者個人の見解であり、所属組織の見解ではないことを申し添える。

---

(21) 東京高判平 26 年 8 月 29 日税資 264 号 142 頁（順号 12523）（第一審：東京地判平 24 年 11 月 2 日税資 262 号 238 頁（順号 12088））。

# 第1章 金銭債権信託

## 第1節 金銭債権信託を利用した金銭債権の流動化

### 1 金銭債権の流動化

#### (1) メリット

金銭債権の流動化を行う法人（オリジネーター）のメリットとしては、①オリジネーター自身の信用力ではなく、流動化する金銭債権の信用力によって資金を調達することが可能となることから、金融機関等からの借入れに比べ資金調達コストを低く抑えることができること、②流動化する金銭債権についてオフバランス処理が認められ、調達した資金を債務の弁済に充てることにより、総資産利益率（ROA）や自己資本比率などの財務指標の向上が図れること及び③資金調達手段の多様化が図れること等が挙げられる<sup>(22)</sup>。

#### (2) SPV として利用される信託

新井誠教授は、資産の流動化を行うためのスキームには、①「対象資産が独立財産性を持ち、オリジネーターおよび資産管理者の破産から保護されていること」、②「対象資産を投資家による投資に適した形に変換できること」及び③「資産管理者に十分な資産の保全・管理能力があること」といった条件が要求される<sup>(23)</sup>が、信託には「倒産隔離機能」<sup>(24)</sup>、「信託財産

(22) 佐藤勤「信託法基礎講座 30 信託制度を利用した金融商品（1） - 信託を利用した『証券化』商品 -」銀行法務 21No.568・74 頁（1999）、椎野武雄「流動化と信託」永田俊一編『信託改革 - 金融ビジネスはこう変わる』83 頁（日本経済新聞社、2005）、日本公認会計士協会東京会『資金調達手法と会計・税務』256～257 頁（税務研究会出版局、2005）、石寄・前掲注(10) 264 頁（日本評論社、2007）、みずほ信託銀行・前掲注(1)36～38 頁。

(23) 新井誠『信託法【第4版】』458（有斐閣、2014）。

(24) 新井・前掲注(23)103 頁。新井教授は、「信託においては、信託財産は、そもそも制度上、委託者から受託者に名義が移転するとともに、受託者の固有財産からも分別管理されるべきことになっている（信託財産の独立性）。そして、この結果として、受託者個人の債権者は信託財産への強制執行をおこなうことができないし（信託 23



の受益権への転換機能」<sup>(25)</sup>があり、また、信託の「受託者には厳格な規制が課されることにより、的確な財産管理の遂行が保証されている」ことから当該条件の全てを満たしているので、「信託は資産流動化のスキームとしてきわめて高い適性を有しており、資産流動化のための『器』として重宝されることになる」と述べておられる<sup>(26)</sup>。

なお、金銭債権の流動化における SPV としては、信託のほかに、SPC 及び組合等も利用されている<sup>(27)</sup>。

### (3) 信用補完

金銭債権に係るリスクとしては、クレジットリスク<sup>(28)</sup>、期前償還リスク<sup>(29)</sup>及び希薄化リスク<sup>(30)</sup>等がある。これらのリスクは、金銭債権から生じるキャッシュフロー（以下「CF」という。）に影響を及ぼすことから、金銭債権の流動化により投資家から必要な資金調達を行うためには、一般的に、信用補完<sup>(31)</sup>が措置されている。

条1項、旧16条1項）、また、仮に受託者が破産した場合であっても、信託としての対抗要件が具備されている限り、信託財産はその破産財団には組み入れられない（信託25条1項）。したがって、信託においては、資産流動化スキームにおいて必須の要件というべき、倒産隔離機能が既に制度上具備されているということができるのである。」と述べておられる。

- (25) 新井・前掲注(23)458頁。新井教授は、「信託が設定された資産はすべて受益権という特殊な権利に変換されることにより、その本来の資産構成の内容がいかなるものであれ、その権利内容は同質化され、客観的な抽象的割合によって表象されることが可能となる。そしてこれにより、市場を通じて多数の投資家に対して権利を売却することが容易になるといえる（……）」と述べておられる。
- (26) 新井・前掲注(23)458頁。
- (27) 大橋和彦『証券化の知識<第2版>』23頁（日本経済新聞出版社、2010）、藤瀬裕司『総解説 証券化ヴィークルの法務と実務』12頁（日本経済新聞出版社、2009）。
- (28) 信託する金銭債権の「債務者（原債務者）のデフォルトにより、予定されているキャッシュフローが得られなくなるリスク」（みずほ信託銀行・前掲注(1)169頁）とされる。
- (29) 信託する金銭債権に「期限前償還が起り、当初予定していたキャッシュフローが得られなくなるリスク」（みずほ信託銀行・前掲注(1)173頁）とされる。
- (30) 信託する金銭債権が、契約関係の消滅など「債権者と債務者の関係により、予定されたキャッシュフローを生まなくなるリスク」（みずほ信託銀行・前掲注(1)174頁）とされる。
- (31) 可児滋『資産証券化と投資ファンド - 市場型間接金融の基礎知識』59頁（日本評論社、2008）。なお、信用補完とは、金銭債権に係るリスク等の「債権流動化に係る

金銭債権信託を利用した金銭債権の流動化における信用補完としては、信託する金銭債権から生じる CF について、優先的に弁済を受けられる部分と当該優先部分に対して劣後して弁済を受ける部分に区分する優先劣後構造<sup>(32)</sup>、信託された金銭債権から生じる CF と優先受益権に係る CF 及びサービサーに支払う手数料との間に差を設け、その差額を信託に留保するスプレッドアカウント<sup>(33)</sup>のほか、一定の事由が生じた場合に劣後受益権に係る配当を停止して優先受益権に係る償還資金に充て、優先受益権に係る当初の償還スケジュールを短縮する早期償還<sup>(34)</sup>などがある。

## 2 金銭債権信託の基本的な仕組み

### (1) 対象となる金銭債権

金銭債権信託の対象となる金銭債権には、売掛債権、住宅ローン債権、オートローン債権、クレジット債権及びリース料債権などがある<sup>(35)</sup>。

信託できる金銭債権の性質及び条件として、一般的に、①「金銭債権が譲渡可能なものであること」、②「金銭債権を信託する時点において、債務者との間で債務弁済等に関する紛争等が生じて」いないものであること及び③「金銭債権の金額や弁済期日等が確定している」ものであることなどが挙げられる<sup>(36)</sup>。

### (2) 信託譲渡

---

リスクをコントロールし、結果として、その信用度を高める措置」(みずほ信託銀行・前掲注(1)166 頁。)とされる。

(32) 久禮義継『流動化・証券化の会計と税務(第4版)』189 頁(中央経済社、2008)。劣後受益権の割合をどの程度設けるかについては、「①大多数の法則による個別債権リスクの分散度、②過去の債権回収実績(ヒストリカルデータ)等に基づき分析」の上、決定するケースが一般的とされている(石寄・前掲注(10)266 頁)。なお、優先と劣後の間にメザニンクラス等を設けて3つ以上の区分とする場合もある(室・前掲注(2)636 頁)。

(33) 可児・前掲注(31)61 頁。

(34) みずほ信託銀行・前掲注(1)185 頁。

(35) みずほ信託銀行・前掲注(1)40 頁、石寄・前掲注(10)262 頁。

(36) 室・前掲注(4)628 頁。「信託できる主な金銭債権の性質および条件として、以下があげられる。」として、ここで挙げた①から③までのものが記載されている。

金銭債権の信託譲渡が資金調達のための譲渡担保とみなされることになると、委託者が倒産し、会社更生法に基づく更生手続を行う場合においては、信託受益権の償還に重大な影響が生じる可能性があることから、当該信託譲渡は、譲渡担保とみなされない真正な譲渡（真正売買）であることが必要とされる<sup>(37)</sup>。

なお、真正売買か否かについては、「契約書の文言や取引の実態等の要素を総合的に検討して、当事者の意思を判断するという方法が広く採用されている」とされ、具体的な検討要素として、一般的には、「①内部決議や契約書その他の書面に表れている当事者の意思」、「②対象資産の譲渡に関する対抗要件の具備の有無」、「③対象資産の譲渡価格の合理性および適正性」、「④対象資産に関するオリジネーターの権限および支配権の有無および内容」、「⑤対象資産に関するオリジネーターの買戻権または買戻義務の有無および内容」、「⑥対象資産の価値代替物に関するオリジネーターの権利の有無および内容」、「⑦対象資産の質とオリジネーターによる対象資産の信用補完の有無および内容」及び「⑧対象資産の譲渡に関するオリジネーターの記録上および会計上の取扱い」などが挙げられる<sup>(38)</sup>。

### (3) 信託受益権の質的区分

信託財産である金銭債権から生じる CF を優先劣後構造とする場合、交付される信託受益権は、当該 CF から優先的に配当及び元本償還を受けられる受益権部分である優先受益権と、配当及び元本償還が当該優先受益権に劣後する受益権部分である劣後受益権に質的に区分されることになる。

(37) 後藤出「資産流動化取引における『真正売買』(上)」NBL739号63頁(2002)、有限責任監査法人トーマツ編『会計処理ハンドブック〈第6版〉』848頁(中央経済社、2014)、高橋正彦『証券化と債権譲渡ファイナンス』261～262頁(NTT出版、2015)、室・前掲注(2)637頁。

(38) 有吉尚哉「真正譲渡」西村あさひ法律事務所編『[新金融実務手引シリーズ] 資産・債権の流動化・証券化【第2版】』44～46頁(金融財政事情研究会、2010)。「真正譲渡の検証の方法としては、契約書の文言や取引の実態等の要素を総合的に検討して、当事者の意思を判断するという方法が広く採用されている。具体的な検討要素については個別の案件の具体的な事情に応じて異なってくるものの、一般的には以下のような要素があげられる。」として、ここで挙げた①から⑧までの要素が記載されている。

このような信託受益権の質的区分について、能見善久教授は「1つの信託の中で種類の異なる受益権を設け、受益者間に取扱いの差を設けることは、とくに不合理な差でないかぎり許容されるであろう。」と述べておられる<sup>(39)</sup>。

### 3 金銭債権信託を利用した金銭債権の流動化の基本的な流れ

金銭債権の流動化に利用される金銭債権信託について、基本的な流れを示せば以下のとおりとなる<sup>(40)</sup>。

- ① A社は、Z社等に対して貸付けを行っており、Z社等に対する金銭債権（貸付債権）を有している。
- ② A社は、信託銀行等との間で、保有する金銭債権のうち一定のものを信託財産とする信託契約を締結し、当該信託銀行等に対し当該一定の金銭債権の信託譲渡を行う（A社が信託の委託者、信託銀行等が信託の受託者となる。）。
- ③ 当該信託銀行等は、当該金銭債権の信託譲渡の見合いとして、A社に対し優先受益権及び劣後受益権の交付を行う（A社は、委託者かつ当初の受益者となる。）。

(39) 能見善久『現代信託法』82頁（有斐閣、2004）。

法務省民事局参事官室による「信託法改正要綱試案 補足説明」における「第48 受益権の譲渡について」に係る説明の中で、「そもそも、受益権については、例えば、収益受益権と元本受益権とに分けて、複数人に帰属させることができるように、一つの信託行為に基づき複数の受益権を発生させ複数人に帰属させることが、その性質上、許されないものではない。」（法務省「信託法改正要綱試案 補足説明」126頁（2005、<http://www.moj.go.jp/content/000011802.pdf>）（平成28年6月24日最終閲覧））と説明されている。

また、「受益権を複数に分割する場合の規制等は存在しない」（日本公認会計士協会・税務調査研究報告第23号「事業体に対する課税形態と実務上の問題点について」21頁（平成23年8月2日））とされ、「複数受益者の受益債権の割合は、信託行為に別段の定めがなければ、均等となる（民法247）」（同22頁）とされている。

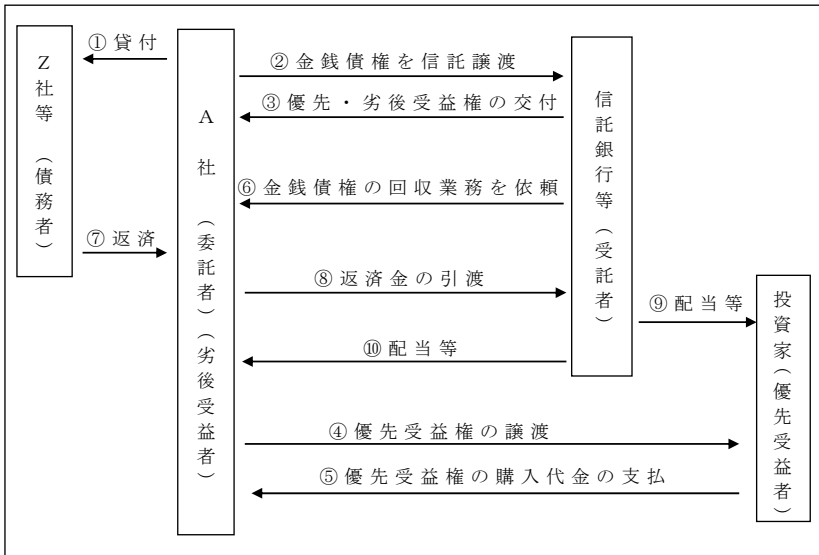
(40) 金銭債権信託を利用した金銭債権の流動化の基本的な流れについては、佐藤・前掲注(2)74～75頁、石崎・前掲注(10)265～266頁、室・前掲注(2)632～633頁、流動化・証券化協議会「流動化・証券化について」(<http://www.sfi.gr.jp/about/index.html>)（平成28年6月24日最終閲覧）を参考とした。

- ④ A社は、資金調達を図るため、当該信託銀行等から交付を受けた優先受益権について、投資家に対し譲渡を行う（優先受益権の投資家への譲渡は、A社が直接行う場合だけではなく、アレンジャーに譲渡の仲介を依頼する場合もある。）。

なお、劣後受益権は、A社がそのまま保有する。

- ⑤ 投資家は、購入した優先受益権の代金について、A社に対し支払いを行う。
- ⑥ 当該信託銀行等は、A社との間で、同社に当該金銭債権の債務者からの回収業務を委任する事務委任契約を締結する。
- ⑦ 当該金銭債権の債務者は、返済条件に従い、A社に対し返済金の支払いを行う。
- ⑧ A社は、当該事務委任契約の受任者（サービサー）として、当該信託銀行等に対し当該返済金の引渡しを行う。
- ⑨ 当該信託銀行等は、優先受益権に係る配当及び元本償還について、当該投資家に対し当該返済金から行う。
- ⑩ 当該信託銀行等は、劣後受益権に係る配当及び元本償還について、A社に対し当該返済金から優先受益権に係る配当及び元本償還を行った残額から行う。

図 1



なお、上記のような資金調達方法のほか、A社が行う優先受益権の譲渡について、投資家ではなく SPC に対し行い、資金調達を図るものもある。この場合、当該 SPC は、当該優先受益権を裏付資産とした証券 (ABS=Asset Backed Securities など) を発行する<sup>(41)</sup>こと等により、優先受益権の購入代金を調達することになる。

その他、優先受益権及び劣後受益権を A 社がそのまま保有し、信託銀行等である受託者が、信託財産を引き当てとして投資家から責任財産限定特約<sup>(42)</sup>付借入れにより調達した資金で優先受益権の償還を図るものもある<sup>(43)</sup>。

(41) 高橋・前掲注(37)164頁。

(42) 「債務者が強制執行できる資産について、債務者の保有する特定の資産に限定する特約」とされる (みずほ信託銀行・前掲注(1)414頁。)

(43) 寺本昌弘『逐条解説 新しい信託法 [補正版]』59頁 (商事法務、2008)、石寄・前掲注(10)273頁。

## 第2節 信託受益権の元本償還

### 1 優先・劣後受益権の元本全体に係る償還方法

主な手法として、①シーケンシャル（シーケンシャルペイメント）及び②プロラタがある。

シーケンシャル（シーケンシャルペイメント）とは、優先受益権と劣後受益権の元本償還に時間差をつけ、優先受益権の元本が全て償還された後に劣後部分の元本償還を行う方法<sup>(44)</sup>とされ、プロラタとは、優先受益権と劣後受益権の元本償還に時間差をつけず、各受益権の残高で按分して同時に元本償還を行う方法<sup>(45)</sup>とされる。

### 2 受益権ごとの元本償還方法

主な方法として、①満期一括償還、②コントロールドアモチゼーション及び③パススルーがある。

満期一括償還とは、信託期間中には配当（利息）以外のCFが発生せず、元本を満期日に一括して償還する方法<sup>(46)</sup>とされ、コントロールドアモチゼーションとは、あらかじめ元本の償還時期及び償還金額を決めて元本を分割して償還する方法<sup>(47)</sup>とされる。また、パススルーとは、信託財産のCFからサービサー手数料などの費用を除き、投資家の持分割合に応じ比例配分により元本を償還する方法<sup>(48)</sup>とされる。

---

(44) 大類＝格付投資情報センター・前掲注(8)114頁、可児・前掲注(31)116頁。

(45) 可児・前掲注(31)116頁。

(46) みずほ信託銀行・前掲注(1)386頁。

(47) みずほ信託銀行・前掲注(1)386～387頁。

(48) みずほ信託銀行・前掲注(1)388頁。

## 第2章 金銭債権信託に係る会計上の取扱い

金銭債権信託における受益者の会計処理は、企業会計基準委員会・企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（平成11年1月22日、最終改正平成20年3月10日）（以下「金融商品会計基準」という。）、日本公認会計士協会・会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」（平成12年1月31日、最終改正平成27年4月14日）（以下「金融商品会計実務指針」という。）、企業会計基準委員会・実務対応報告第23号「信託の会計処理に関する実務上の取扱い」（平成19年8月2日）などの定めに基づいて行われている<sup>(49)</sup>。

本章では、当該受益者に係る会計上の取扱いを整理する。

### 第1節 委託者（当初の受益者）の会計処理

#### 1 信託設定時の処理

金銭債権の流動化に利用される基本的な金銭債権信託の場合、当該信託の委託者である法人は、保有する金銭債権を受託者となる信託銀行等へ信託譲渡し、その見合いとして優先受益権及び劣後受益権の交付を受けることにより受益者となるのであるが<sup>(50)</sup>、このような委託者と当初の受益者が同一の者であり、かつ、単数である場合の当該当初の受益者は、「信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行うものとされている」<sup>(51)</sup>。

このため、当該金銭債権の信託譲渡に関し、損益は計上されないこととされている<sup>(52)</sup>。

---

(49) 久禮・前掲注(32)123頁、高橋・前掲注(37)302頁。

(50) 前章第1節3参照。

(51) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3のA1。また、金融商品会計実務指針100項(1)では、「信託受益権が質的に単一の場合には、信託財産構成物を受益者が持分に応じて直接保有するのと同様の評価を行う。」とされている。

(52) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3のA1。



## 2 信託受益権の譲渡時の処理

### (1) 優先受益権の売却処理

委託者と当初の受益者が同一の者であり、かつ、単数である場合の当該当初の受益者は、「信託財産を直接保有する場合と同様の会計処理を行う」ことから、当該当初の受益者が信託受益権を譲渡した場合には、「信託財産を直接保有していたものとみて」、金融商品会計基準9項に基づき金融資産の消滅の認識要件を満たすか（金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したか）を判断することとされている<sup>(53)</sup>。

そして、当該消滅の認識要件を満たす場合には売却処理を行うことになるのであるが<sup>(54)</sup>、受託者から交付を受ける信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分されており、劣後受益権を保有したまま優先受益権のみを譲渡する場合において、「優先受益権を売却処理するためには、優先受益権が消滅の認識要件を満たす必要がある」とされている<sup>(55)</sup>。

金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転したかについては、「(1)譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びその債権者から法的に保全されていること」、「(2)譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常の方法で享受できること」及び「(3)譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買戻す権利及び義務を実質的に有していないこと」の要件のすべてが満たされているかで判断することとされている<sup>(56)</sup>。

### (2) 優先受益権の譲渡原価と劣後受益権の帳簿価額

当初の受益者が、受託者から交付を受けた優先受益権の売却処理を行うに当たっては、当該優先受益権の譲渡損益を計算することとなるが、当該優先受益権の譲渡原価については、信託財産の消滅直前の帳簿価額を優先受益権の時価と劣後受益権の時価で按分し、優先受益権に配分されたもの

---

(53) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3のA2。

(54) 金融商品会計基準11項。

(55) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3のA2、金融商品会計実務指針291項。

(56) 金融商品会計基準9項。

とされている<sup>(57)</sup>。

また、当初の受益者が引き続き保有する劣後受益権の帳簿価額は、同様の計算により劣後受益権に配分されたものとされている<sup>(58)</sup>。

なお、算出された劣後受益権の帳簿価額は、通常、劣後受益権の元本相当額と異なることとなるが、その場合の劣後受益権の収益認識について「具体的な規定はない」<sup>(59)</sup>とされる。

### 3 期末時の処理

委託者と当初の受益者が同一の者であり、かつ、単数である場合の当該当初の受益者は、「信託財産を直接保有する場合と同様に会計処理する（……）こととなるため」、当該当初の受益者が保有する信託受益権の一部譲渡等によって受益者が複数となる場合には、原則として、各受益者は、「信託財産のうち持分割合に相当する部分を受益者の貸借対照表における資産及び負債として計上し、損益計算書についても同様に持分割合に応じて処理する方法（以下「総額法」という。）によることとなる」とされている<sup>(60)</sup>。

一方、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分されており、当該当初の受益者が優先受益権を譲渡することにより受益者が複数となる場合には、「各受益者が当該信託財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことは困難」であるとして、「受益者の個別財務諸表上、受益権を当該信託に対する有価証券の保有とみなして評価する」こととされている<sup>(61)</sup>。

この取扱いは、受益者が複数となる場合であっても、信託受益権の「性質が単一であれば、信託財産に対する持分に応じて信託財産構成物を直接保有する場合と同様の評価方法によって受益権を評価することが適切と考えられ

(57) 久禮・前掲注(32)169頁、金融商品会計基準12項、金融商品会計実務指針37項。

(58) 久禮・前掲注(32)169～170頁、金融商品会計実務指針37項。

(59) 鶴川正樹「信託を活用した債権流動化の会計と税法 - 劣後受益権の収益認識について -」会計プロフェッション10号46頁(2015)。

(60) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3のA3(1)。

(61) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3のA3(2)。

る」<sup>(62)</sup>が、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権のように質的に区分される場合には、「直接保有するものとみなして会計処理を行うことは困難であると考えられることによる」とされている<sup>(63)</sup>。

この場合における当該当初の受益者が保有する劣後受益権の評価については、「新たな金融資産の購入としてではなく、信託した金融資産の残存部分として評価する」こととされている<sup>(64)</sup>。

なお、金銭債権信託の場合には、他の処理方法として、信託に対する金銭債権の取得とみなして処理することも考えられるとされている<sup>(65)</sup>。

#### 4 自己信託の場合の処理

委託者が受託者となり、かつ、自らのみが当初の受益者となる自己信託においては、委託者と当初の受益者が同一の者であり、かつ、単数である場合の信託に準じて会計処理を行うこととされている<sup>(66)</sup>。

##### (1) 信託設定時の処理

信託設定時に損益は計上されないこととされている<sup>(67)</sup>。

##### (2) 優先受益権の売却処理

信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に質的に区分されている場合で、当該当初の受益者が、優先受益権のみを譲渡する場合には、「信託財産を直接保有していたものとみて」、金融商品会計基準9項に基づき、優先受益権が金融資産の消滅の認識要件を満たすか否かを判断することとされてい

(62) 金融商品会計実務指針 291 項。

(63) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3 の A3(2)。

(64) 金融商品会計実務指針 291 項。

(65) 金融商品会計実務指針 100 項(2)、園生裕之「金融商品会計論点シリーズ第 1 回デリバティブ、有価証券及び信託受益権」月刊誌『会計情報』2014 年 11 月号 20 頁 ([http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/get-connected/pub/atc/201411/jp-atc-kaikeijiyoho\\_201411\\_04.pdf](http://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/get-connected/pub/atc/201411/jp-atc-kaikeijiyoho_201411_04.pdf)) (平成 28 年 6 月 24 日最終閲覧)。

(66) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q7 の A1、秋葉賢一「実務対応報告第 23 号『信託の会計処理に関する実務上の取扱い』について (下)』週刊経営財務 2837 号 21～22 頁 (2007)。

(67) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q7 の A1。

る<sup>(68)</sup>。

### (3) 期末時の処理

信託受益権が優先受益権及び劣後受益権と質的に区分されている場合で、当該当初の受益者が優先受益権を譲渡することにより受益者が複数となる場合には、「受益権は、原則として当該信託に対する有価証券の保有とみなして処理されることとなる」とされている<sup>(69)</sup>。

## 第2節 優先受益者（当初の受益者以外）の会計処理

### 1 優先受益権の取得時の処理

委託者と当初の受益者が同一の者であり、かつ、単数である場合の信託（自己信託を含む。）において、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権と質的に区分されている場合、当該当初の受益者から優先受益権を取得した受益者は、「信託財産を直接保有するものとみなして会計処理を行うことは困難であることから、受益権を当該信託に対する有価証券とみなして処理する」こととされている<sup>(70)</sup>。

### 2 期末時の処理

当該当初の受益者から優先受益権を取得した受益者においては、当該優先受益権を「当該信託に対する有価証券の保有とみなして処理する」こととされている<sup>(71)</sup>。

### 3 取得した優先受益権の売却処理

当該当初の受益者から優先受益権を取得した受益者において、当該優先受益権の譲渡を行う場合には、「有価証券の売却とみなして売却処理を行うかど

---

(68) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q7のA2(2)。

(69) 同上。

(70) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3のA4(2)・Q7のA3(2)。

(71) 同上。

うか判断する」こととされている<sup>(72)</sup>。

---

(72) 企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3 の A4(2)・Q7 の A3(2)。

## 第3章 受益者等課税信託に係る 法人税法上の取扱い

法人税法において、信託は、受益者等課税信託（法人税法 12 条 1 項に規定する信託の受益者（同条 2 項の規定により同条 1 項の受益者とみなされる者を含む。）が当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託。以下同じ。）、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等及び法人課税信託に区分されているが（法法 12①）、本稿で検討の対象としている金銭債権信託は、受益者等課税信託の対象となるものである。

したがって、本章では、受益者等課税信託に係る法人税法上の取扱いについて整理を行った上、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分される金銭債権信託について、法人税法上の取扱いと会計上の取扱いの差異を整理する。

### 第1節 受益者等課税信託

#### 1 法人税法 12 条

##### (1) 規定の趣旨

法人税法 12 条 1 項本文では、「信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この法律の規定を適用する。」と規定されている。

そして、この規定の適用対象となる信託からは、同項ただし書きにおいて、集団投資信託、退職年金等信託、特定公益信託等又は法人課税信託が除かれていることから、同項本文の適用対象となる信託は、受益者等課税信託ということになる。

同項本文は、平成 19 年度の税制改正により改正されたものであり、同年度の改正前においては、合同運用信託、投資信託等の一定の信託を除き、

「信託財産に帰せられる収入及び支出については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者がその信託財産を有するものとみなして、この法律の規定を適用する。」と規定されていた（当該各号には、一号に「受益者が特定している場合 その受益者」、二号に「受益者が特定していない場合又は存在していない場合 その信託財産に係る信託の委託者」と規定されていた。）。

当該改正について、平成 19 年度の税制改正当時の立案担当者（以下「立案担当者」という。）は、①課税所得を帰属させる者について、改正前の形式基準から、受益者としての権利を現に有する者に限った上、法人税法 12 条 2 項において、その受益者と同等の地位を有する者（信託の変更権限を現に有し、かつ、信託財産の給付を受ける権利を有する者）を受益者とみなすという実質基準を導入したこと及び②法人税法の規定の適用全般にわたって受益者及び受益者とみなされる者が信託財産に属する資産・負債を有するものとみなされることを明確化したものである旨を述べている<sup>(73)</sup>ことからすれば、当該改正前の「受益者が信託財産を自ら保有している実質があることから、……、信託財産に帰せられる収入及び支出については、受益者が自ら信託財産を有するものとみなして課税関係が構築」<sup>(74)</sup>されているという考え方は、当該改正後の同項本文においても引き継がれているものと考えられる。

なお、金子宏教授は、同項本文について、「所得の法律上の帰属を無視し、経済上の帰属に即して受益者に課税しようというのが、この規定の趣旨である。」<sup>(75)</sup>と述べておられる。

## （2）適用対象者

イ 受益者としての権利を現に有する者

法人税法 12 条 1 項本文の適用対象者は、「受益者としての権利を現に

---

(73) 佐々木浩＝椎谷晃＝坂本成範「法人税法の改正」『平成 19 年改正税法のすべて』290 頁・293～294 頁（大蔵財務協会、2007）。

(74) 佐々木ほか・前掲注(73)287～288 頁。

(75) 金子宏『租税法 第二十一版』173 頁（弘文堂、2016）。

有するものに限る」と規定されている。

これについて立案担当者は、「信託法の受益者概念はかなり広いことから、受益者とされる者であっても、その時点で、信託に対するコントロールと財産権を行使でき得る者でなければ、税制上信託財産等を持っているとすること、つまり課税対象者とすることまではできないと考えられる」ことから、「受益者であっても、その受益権による権利の行使が可能な者でなければ、課税対象者から除くため、『受益者としての権利を現に有するものに限る』との限定を設けたところ」と述べている<sup>(76)(77)</sup>。

法人税基本通達 14-4-7 本文及び同通達(1)においては、残余財産受益者（信託法 182 条 1 項 1 号に規定する「信託行為において残余財産の給付を内容とする受益債権に係る受益者」をいう。以下同じ。）及び帰属権利者（同項 2 号に規定する「信託行為において残余財産の帰属すべき者」をいう。以下同じ。）の取扱いが明らかにされており、原則として、残余財産受益者は「受益者としての権利を現に有するもの」に含まれるが、帰属権利者は「受益者としての権利を現に有するもの」に含まれないとされている。これは、残余財産受益者は、「信託の終了前から受益者としての権利を有する者」<sup>(78)</sup>であることから、信託終了前の期間においても「受益者としての権利を現に有するもの」に含まれるとされているといえ、また、帰属権利者は、「信託の終了後、その清算中においてのみ受益者としての権利を有する者」<sup>(79)</sup>であるので、信託終了前の期間にお

---

(76) 佐々木浩「信託の税制について～信託税制の基本的考え方等について～」信託 239 号 110 頁（2009）。

(77) 佐藤英明教授は、法人税法 12 条 1 項に規定する『受益者』とは、信託法からの借用概念であり、信託法における『受益者』と同じ意義を有すると考えるのが自然であろう。（佐藤英明「他益信託と課税 - 平成 19 年改正後の信託課税」税務事例研究 109 号 27 頁（2009））と述べておられる。また、同項に規定する『受益者としての権利』という概念は、それが純粋な借用概念か否かを議論する余地はあるとしても、……、信託法上の『受益権』を指すと考えるのが自然である。」と述べておられる（同 27 頁）。なお、「借用概念」については、金子・前掲注(75)118～120 頁参照。

(78) 寺本・前掲注(43)381 頁。

(79) 同上。



いては「受益者としての権利を現に有するもの」には含まれないとされているといえる。

#### ロ みなし受益者

信託の変更をする権限（信託の目的に反しないことが明らかである場合に限り信託の変更をすることができる権限を除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（法人税法 12 条 1 項の受益者を除く。）は、「その者に信託財産に帰せられる所得が帰属するとみなして課税することが適当な状態にある者」<sup>(80)</sup>であることから、同項の受益者とみなす（以下同項の受益者とみなされる者を「みなし受益者」という。）こととされている（法法 12②、法令 15①）。

具体的には、当該信託の変更をする権限を現に有する委託者が帰属権利者となる場合には、当該委託者はみなし受益者に該当することが、法人税基本通達 14-4-8(1)において明らかにされている。

#### (3) 複数受益者

法人税法 12 条 1 項の受益者としての権利を現に有する者（みなし受益者を含む。）（以下「受益者等」という。）が二以上ある場合においては、信託財産に属する資産及び負債の全部を、それぞれの受益者等が、その有する「権利の内容に応じて」有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部が、それぞれの受益者等に、その有する「権利の内容に応じて」帰せられるものとするのが、法人税法施行令 15 条 4 項において規定されている。

当該「権利の内容に応じて」の意義について、具体的に規定した法令はない<sup>(81)</sup>ところ、立案担当者は、信託財産に属する資産及び負債並びに当該

(80) 佐々木ほか・前掲注(73)293 頁。

(81) 法人税法施行令 15 条 4 項については、「質的に異なる受益権を有する者が存する場合に、実際にどのようなルールに基づいて帰属が決定されるべきか詳らかににはされていない。」（吉村政穂「受益権が複層化された信託に対する課税ルールに関する一考察」金融庁金融研究センター・ディスカッションペーパーDP2012-1・3 頁（金融庁金融研究センター、2012））及び「これを具体的に適用するのは難しい問題である。」（鶴川・前掲注(59)49 頁）等の指摘がなされている。また、浅妻章如教授は、「受益

信託財産に帰せられる収益及び費用は、「信託行為の実態に応じて、帰属を判定するものと考えられ」、「この判定については、仮に信託がないものとした場合に同様の権利関係を作り出そうとすればどのような権利関係となるかが参考になる」と述べている<sup>(82)</sup>。また、「具体的に『権利の内容に応じて』どのように帰属させるのか、非常にシンプルな場合には処理できるとしても、複雑なものや応用形の場合についてはなかなか難しく、「今後の課題」とも述べている<sup>(83)</sup>。

なお、法人税基本通達においては、権利の内容に応ずることの例示として、信託財産に属する資産が建物（オフィスビル等）である場合を挙げ、「その構造上区分された数個の部分を独立して住居、店舗、事務所又は倉庫その他建物としての用途に供することができるものである場合において、その各部分の全部又は一部が二以上の受益者等の有する権利の目的となっているときは、当該目的となっている部分（……「受益者等共有独立部分」という。）については、受益者等共有独立部分ごとに、当該受益者等共有独立部分につき権利を有する各受益者等が、各自の有する権利の割合に応じて有しているものとして同項の規定を適用する。」（法基通 14-4-4）と定めているのみである<sup>(84)</sup>。

#### （４）所得の金額の計算

---

権者が按分的に権利を持っているのではなくて副層的に（優先劣後関係で）権利が設計されているという場面では按分的発想が馴染みません。」と述べておられる（「信託税制研究：英国事例（Astall 事件及び Mayes 事件）の紹介と金融所得課税モデルの応用」租税研究第 769 号 171 頁（日本租税研究協会、2013））。

(82) 佐々木ほか・前掲注(73)294～295 頁。

(83) 佐々木・前掲注(76)111 頁。

(84) 優先受益権及び劣後受益権に区分された場合の信託受益権の取扱いが、法令及び通達によって明確にされていないことに関し、「受益権に優先、劣後があるような場合について、受益者課税信託等の段階で、どのように利益というものを、あるいは収益というものを考えていって課税するのかというところが必ずしも明確ではない」（占部裕典「信託税制について」信託 245 号 107 頁（信託協会、2011））、「優先劣後構造信託に対して、従来の信託導管論をそのまま当てはめようとする、収益の帰属にあたり、必ず無理が生じる。」「こうした問題に関するルールは、きわめて不明瞭になっているといわざるを得ない。」（高橋正彦『増補新版 証券化の法と経済学』237 頁（NTT 出版、2009））等の指摘がなされている。

受益者等課税信託の受益者等は、信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされ、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者等のものとみなされることになることから、当該受益者等の各事業年度の所得の金額の計算においては、当該受益者等の各事業年度の期間に対応する信託財産に属する資産及び負債を当該受益者等のものとして、また、当該信託財産に帰せられる収益及び費用を当該受益者等のものとして、当該計算を行うこととされている<sup>(85)</sup>。

したがって、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分されている場合において、優先受益者（みなし受益者を含む。以下同じ。）の各事業年度の所得の金額の計算は、当該各事業年度の期間に対応する優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産に属する資産及び負債を当該優先受益者のものとして、また、当該信託財産に帰せられる収益及び費用を当該優先受益者のものとして当該計算を行うことになる。また、劣後受益者（みなし受益者を含む。以下同じ。）の各事業年度の所得の金額の計算は、当該各事業年度の期間に対応する劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産に属する資産及び負債を当該劣後受益者のものとして、また、当該信託財産に帰せられる収益及び費用を当該劣後受益者のものとして当該計算を行うことになる。

なお、信託契約に早期償還条項が設けられている場合において、その早期償還に該当する事由が発生したことにより劣後受益権に対する配当が停止される場合があるが、この場合であっても、各事業年度の期間に対応する劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産に帰せられる収益及び費用については、劣後受益者のものとして各事業年度の所得の金額の計算を行うこととなるといえる。

---

(85) 大澤幸宏編著『法人税基本通達逐条解説 七訂版』14・4・2解説 1316～1317頁。

## 2 金銭債権信託の受益者等に係る所得の金額の計算

### (1) 委託者（当初の受益者等）

#### イ 信託設定時

委託者は、保有する金銭債権を信託譲渡することの見合いとして受託者から信託受益権の交付を受けることとなるので、委託者が信託譲渡した金銭債権は、委託者がそのまま保有していることとされる（法法 12①）。

したがって、当該金銭債権の信託譲渡は、金銭債権の譲渡に該当しないこととされる<sup>(86)</sup>。

#### ロ 信託受益権の譲渡時

当初の受益者等が、受託者から交付を受けた信託受益権を譲渡した場合には、信託財産である金銭債権を譲渡したこととされる（法法 12①）。

また、当該信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分されており、優先受益権のみを譲渡した場合には、優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を譲渡したこととされる（法令 15④）<sup>(87)</sup>。この場合、当該譲渡に係る譲渡損益の計上に当たっては、法人税基本通達 2-1-44 に掲げる要件の全てを満たしているか否かを検討することが必要とされている。

なお、当該譲渡損益の算出に必要な当該金銭債権の額の算出方法については、法令及び通達において明らかにされていない。

#### ハ 期末時

受益者等においては、保有する信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を当該受益者等のものとして、また、当該金銭債

---

(86) 法人税基本通達 14-4-5(1)において、委託者と受益者がそれぞれ単一であり、かつ、同一の者である場合の受益者等課税信託では、信託行為に基づき信託した資産の当該委託者から当該受託者への移転は、受益者である委託者にとって資産の譲渡に該当しないこととされている。

(87) 法人税基本通達 14-4-6において、受益者等課税信託の受益者等がその有する権利の譲渡が行われた場合には、その権利の目的となっている信託財産に属する資産及び負債が譲渡されたこととされるとされている。

権に帰せられる収益及び費用を当該受益者等のものとして、各事業年度の所得の金額の計算を行うこととされる<sup>(88)</sup>。

## ニ 自己信託の場合

自己信託の場合の取扱いについては、信託設定時は上記イと、信託受益権の譲渡時は上記ロと、また、期末時は上記ハと同様とされる。

### (2) 優先受益者（当初の受益者等を除く。）

#### イ 取得時

優先受益者は、取得した優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を取得したこととされる<sup>(89)</sup>。

なお、当該金銭債権の算定方法については、法令及び通達において明らかにされていない。

#### ロ 期末時

取得した優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を優先受益者のものとして、また、当該金銭債権に帰せられる収益及び費用を優先受益者のものとして、各事業年度の所得の金額の計算を行うこととされる<sup>(90)</sup>。

#### ハ 譲渡時

優先受益者が、保有する優先受益権を譲渡した場合には、当該優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を譲渡したこととされる<sup>(91)</sup>。この場合、当該譲渡に係る譲渡損益の計上に当たっては、法人税基本通達 2-1-44 に掲げる要件の全てを満たしているか否かを

(88) 法人税基本通達 14-4-3 では、受益者等課税信託の受益者等である法人は、当該法人に係る当該受益者等課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用を当該法人のこれらの金額として各事業年度の所得の金額の計算を行うこととされている。

(89) 法人税基本通達 14-4-6 において、受益者等課税信託の受益者等がその有する権利の取得が行われた場合には、その権利の目的となっている信託財産に属する資産及び負債が取得されたこととされている。

(90) 法基通 14-4-3（前掲注(88)参照。）。

(91) 法基通 14-4-6（前掲注(87)参照。）。

検討することが必要とされている。

なお、当該譲渡損益を算出するために必要な当該金銭債権の額の算出方法については、法令及び通達において明らかにされていない。

## 第2節 金銭債権信託に係る法人税法上の取扱いと 会計上の取扱いの差異

### 1 信託受益権

信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分されている場合、法人税法においては、優先受益者及び劣後受益者の各事業年度の期間に対応する優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権について各受益者等のものとされているが、会計においては、各受益者が保有する各受益権について当該信託に対する有価証券とみなして評価又は処理することとされており、その取扱いに差異がある。

この場合の会計上の取扱いであるが、法人税法上の有価証券とは、金融商品取引法2条1項に規定する有価証券又は有価証券に準ずるものとして法人税法施行令11条で掲げられている①金融商品取引法2条1項1号から15号までに掲げる有価証券及び同項17号に掲げる有価証券（同項16号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利でこれらの有価証券が発行されていないもの、②銀行法施行規則12条1号に掲げる譲渡性預金の預金証書（外国法人が発行するものを除く。）をもって表示される金銭債権、③合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分、協同組合等の組合員又は会員の持分その他法人の出資者の持分及び④株主又は投資法人の社員となる権利、協同組織金融機関の優先出資者となる権利、特定目的会社の特定社員又は優先出資社員となる権利その他法人の出資者となる権利とされているところ、本稿で検討の対象としている信託受益権は、金融商品取引法2条1項に規定する有価証券及び有価証券に準ずるもののいずれにも該当しないことから、当該信託受益権について、会計のように有価証券とみなして評

価又は処理することはできない<sup>(92)</sup>。

したがって、優先受益者及び劣後受益者の各事業年度の所得の金額を計算するためには、当該各事業年度の期間に対応する優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を算定する必要がある。

## 2 帰属損益と課税所得

信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分されている場合、優先受益者及び劣後受益者の各受益者等の各事業年度の所得の金額の計算は、当該各事業年度の期間に対応する優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を当該各受益者等のものとし、また、当該金銭債権に帰せられる収益及び費用を当該各受益者等のものとして、当該計算を行うこととなる。

したがって、会計上、優先受益権又は劣後受益権を有価証券として評価又は処理している場合には、原則として、一定の税務調整が必要となる。

しかし、当該金銭債権の算定方法が不明確なため、必要な税務調整も不明確といえる。

---

(92) 角田享介氏は、法人税法1条から20条の総則規定と企業会計の関係について、「総則規定は、別段の定めのように所得算定の内容を規定・修正するという性質のものではなく、所得算定の大枠を形成する基本規定として位置づけられるものである。特に総則規定の中には、課税要件のうち3要件（納税義務者、課税物件、課税物件の帰属）が規定されており、課税要件がすべて充足されなければ納税義務が成立しないことを踏まえれば、これら要件が所得算定の大枠を形成する内容は確実に取り入れる必要がある。これは、課税要件が所得算定の大枠を形成する事項は、所得計算においてもっとも重視されるべき事項であり、企業会計の基準によって上書きすることは決して認められるものではないことを意味する。」と述べている（角田享介「法人税法 22 条 4 項に関する一考察 - 企業利益概念の変革と公正処理基準の解釈の観点から - 」税大論叢 79 号 142 頁（2014））。

## 第4章 信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権

本稿で検討対象としている金銭債権信託に係る信託受益権を保有する者は、信託財産である金銭債権を有するものとみなされることとなる。また、当該信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分されているような場合には、優先受益者及び劣後受益者は、信託財産である金銭債権を各受益権の内容に応じて有するものとみなされることとなる。

しかし、各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法については、法令及び通達において明らかにされていないことから税務上の取扱いが不明確となっており、優先受益者及び劣後受益者は、税務上のリスクを有しているといえる。

そこで、本章では、一定の前提を置き簡便化した金銭債権信託のモデルを作成し、このモデルに基づき、優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定を試みることにする。

### 第1節 算定方法の検討

#### 1 モデルの設定

第1章第1節3で記載した金銭債権信託を利用した金銭債権の流動化の基本的な流れに沿い、次のような前提条件を置いた金銭債権信託のモデルを設定する。

- ① 信託財産は、信託の委託者（オリジネーター）であるA社が保有する貸付債権とする。また、当該貸付債権は、貸付金額1,000,000円、貸付期間2年、金利（固定）14%、返済方式は元利均等払いのものとし、当該貸付債権に係るCFは、後掲の表1のとおりとする。
- ② A社は、当該貸付債権を信託財産とする金銭債権信託契約（信託期間2年）を信託の受託者である信託銀行と締結後、当該貸付債権を信託銀行に



信託譲渡し、当該信託譲渡の見合いとして、当該信託銀行から元本金額 900,000 円の優先受益権及び元本金額 100,000 円の劣後受益権の交付を受けるものとする。

- ③ 当該貸付債権の時価は、当該貸付債権から発生する将来の CF 総額を割引率 6% で割り引いて算出した 1,083,308 円<sup>(93)</sup>とし、当該金額は、法人税法上適正な時価であるものとする。
- ④ 当該貸付債権の時価 1,083,308 円は、当該優先受益権の時価と当該劣後受益権の時価の合計額と一致するものとし、当該優先受益権の時価は、元本金額と同じ 900,000 円とする。
- ⑤ A 社は、投資家 B 社に対し当該優先受益権を 900,000 円で譲渡するものとする。

なお、当該劣後受益権は、A 社がそのまま保有するものとする。

- ⑥ 当該優先受益権の償還期限は 2 年とし、2 年間の予定配当総額は 54,000 円とする（当該優先受益権に係る配当及び元本の償還は、当該貸付債権の回収金から後掲の表 2 のスケジュールのとおり行われるものとする。）。
- ⑦ 当該劣後受益権に係る配当及び元本償還は、当該貸付債権の回収金から当該優先受益権に対する配当及び元本償還を行った後の残額から行うものとする（当該劣後受益権に係る CF は、後掲の表 3 のとおりとなるものとする。）。
- ⑧ 信託報酬等、信託に係る費用については考慮しないものとする。

---

(93)  $1,083,308 = 48,013/(1+0.06/12)+48,013/(1+0.06/12)^2+48,013/(1+0.06/12)^3+\dots+48,012/(1+0.06/12)^{22}+48,012/(1+0.06/12)^{23}+48,012/(1+0.06/12)^{24}$

金融商品会計実務指針 259 項に定める「金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法」を使用し、割引率を 6% と仮定して算出した。

【表 1 信託財産（1,000,000 円の貸付債権）の将来 CF】

(単位：円)

返済月	利息	元金返済	返済月額	元金残高
1	11,667	36,346	48,013	963,654
2	11,243	36,770	48,013	926,884
3	10,814	37,199	48,013	889,685
4	10,380	37,633	48,013	852,052
5	9,941	38,072	48,013	813,980
6	9,496	38,517	48,013	775,463
7	9,047	38,966	48,013	736,497
8	8,593	39,420	48,013	697,077
9	8,133	39,880	48,013	657,197
10	7,667	40,346	48,013	616,851
11	7,197	40,816	48,013	576,035
12	6,720	41,293	48,013	534,742
小計	110,898	465,258	576,156	-
13	6,239	41,774	48,013	492,968
14	5,751	42,262	48,013	450,706
15	5,258	42,755	48,013	407,951
16	4,759	43,254	48,013	364,697
17	4,255	43,758	48,013	320,939
18	3,744	44,269	48,013	276,670
19	3,228	44,785	48,013	231,885
20	2,705	45,308	48,013	186,577
21	2,177	45,836	48,013	140,741
22	1,642	46,370	48,012	94,371
23	1,100	46,912	48,012	47,459
24	553	47,459	48,012	0
小計	41,411	534,742	576,153	-
合計	152,309	1,000,000	1,152,309	-

(注) 各欄の数値は、合計額に合わせるため端数処理を行っている。

【表2 優先受益権(900,000円)に対する配当及び元本償還スケジュール】

(単位：円)

分配月	予定配当	予定償還	分配額計	元本残高
1	4,243	35,507	39,750	864,493
2	4,076	35,674	39,750	828,819
3	3,908	35,842	39,750	792,977
4	3,739	36,011	39,750	756,966
5	3,569	36,181	39,750	720,785
6	3,399	36,351	39,750	684,434
7	3,227	36,523	39,750	647,911
8	3,055	36,695	39,750	611,216
9	2,882	36,868	39,750	574,348
10	2,708	37,042	39,750	537,306
11	2,533	37,217	39,750	500,089
12	2,358	37,392	39,750	462,697
小計	39,697	437,303	477,000	-
13	2,182	37,568	39,750	425,129
14	2,004	37,746	39,750	387,383
15	1,827	37,923	39,750	349,460
16	1,648	38,102	39,750	311,358
17	1,468	38,282	39,750	273,076
18	1,288	38,462	39,750	234,614
19	1,106	38,644	39,750	195,970
20	924	38,826	39,750	157,144
21	741	39,009	39,750	118,135
22	557	39,193	39,750	78,942
23	372	39,378	39,750	39,564
24	186	39,564	39,750	0
小計	14,303	462,697	477,000	-
合計	54,000	900,000	954,000	-

(注) 各欄の数値は、合計額に合わせるため端数処理を行っている。

【表3 劣後受益権(100,000円)に対する配当及び元本償還スケジュール】

(単位：円)

分配月	予定配当	予定償還	分配額計	元本残高
1	7,424	839	8,263	99,161
2	7,167	1,096	8,263	98,065
3	6,906	1,357	8,263	96,708
4	6,641	1,622	8,263	95,086
5	6,372	1,891	8,263	93,195
6	6,097	2,166	8,263	91,029
7	5,820	2,443	8,263	88,586
8	5,538	2,725	8,263	85,861
9	5,251	3,012	8,263	82,849
10	4,959	3,304	8,263	79,545
11	4,664	3,599	8,263	75,946
12	4,362	3,901	8,263	72,045
小計	71,201	27,955	99,156	-
13	4,057	4,206	8,263	67,839
14	3,747	4,516	8,263	63,323
15	3,431	4,832	8,263	58,491
16	3,111	5,152	8,263	53,339
17	2,787	5,476	8,263	47,863
18	2,456	5,807	8,263	42,056
19	2,122	6,141	8,263	35,915
20	1,781	6,482	8,263	29,433
21	1,436	6,827	8,263	22,606
22	1,085	7,177	8,262	15,429
23	728	7,534	8,262	7,895
24	367	7,895	8,262	0
小計	27,108	72,045	99,153	-
合計	98,309	100,000	198,309	-

(注) 各欄の数値は、合計額に合わせるため端数処理を行っている。

## 2 四つの算定方法

上記1で設定したモデルに基づき、優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権（貸付債権）の算定を、以下の四つの方法により試みる。

### (1) 会計処理に基づき算定する方法

この方法は、優先受益者及び劣後受益者が行っている会計処理に基づき、優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を算定する方法（以下「会計処理法」という。）である。

この方法を検討するために、優先受益者（B社）及び劣後受益者（A社）が行っている会計処理を次のとおり仮定する<sup>(94)</sup>。

#### ① 信託受益権の受領時（A社）

A社は、貸付債権1,000,000円の信託譲渡に対し、優先受益権900,000円及び劣後受益権100,000円を受領することから、次のような会計処理を行う。

借方		貸方	
優先受益権	900,000円	貸付債権	1,000,000円
劣後受益権	100,000円		

#### ② 優先受益権の譲渡時（A社）

A社は、受領した優先受益権をB社に譲渡し、次のような会計処理を行う。

なお、当該優先受益権の譲渡益は、譲渡対価900,000円から譲渡原価830,789円（貸付債権の帳簿価額1,000,000円に、当該貸付債権の時価1,083,308円に占める当該優先受益権の時価900,000円の割合を乗じて算出）を控除して算出する。

(94) 仕訳については、鯖田豊則『信託の会計と税務〔第2版〕』463～465頁（税務経理協会、2016）及びみずほ信託銀行・前掲注(1)241頁を参考とした。

借 方		貸 方	
現金	900,000 円	優先受益権	900,000 円
劣後受益権	69,211 円	譲渡益	69,211 円

## ③ 優先受益権の取得時 (B 社)

B 社は、A 社より優先受益権を 900,000 円で取得することから、次のような会計処理を行う。

借 方		貸 方	
優先受益権	900,000 円	現金	900,000 円

## ④ 各年の受取配当及び元本償却額 (合計で記載) (B 社)

B 社は、取得した優先受益権に関し、1 年目に配当 39,697 円、元本償還額 437,303 円を受け取り、2 年目に配当 14,303 円、元本償還額 462,697 円を受け取ることから、次のような会計処理を行う。

	借 方		貸 方	
1 年 目	現金	477,000 円	受取配当	39,697 円
			優先受益権	437,303 円
2 年 目	現金	477,000 円	受取配当	14,303 円
			優先受益権	462,697 円

## ⑤ 各年の受取配当及び元本償還額 (合計で記載) (A 社)

A 社は、保有する劣後受益権に関し、1 年目に配当 71,201 円、元本償還額 27,955 円を受け取り、2 年目に配当 27,108 円、元本償還額 72,045 円を受け取ることから、次のような会計処理を行う。

	借 方		貸 方	
1 年 目	現金	99,156 円	受取配当	71,201 円
			劣後受益権	27,955 円
2 年 目	現金	99,153 円	受取配当	27,108 円
			劣後受益権	72,045 円
	雑損	69,211 円	劣後受益権	69,211 円

(注) 受取配当を利息法により計上した場合、1年目の受取配当は21,146円、2年目の受取配当は7,952円となる（利息法の計算は後掲の表4参照。）。

以上の会計処理に基づき、各受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権を算定する。

#### イ 優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権

B社は、A社から元本900,000円の優先受益権を取得したものとみて会計処理を行うこととなるが、当該優先受益権の償還時までの予定配当総額は54,000円であるので、当該優先受益権を信託財産である貸付債権に置き換えると、元金900,000円、貸付期間2年、返済期限までの受取利息の合計が54,000円の貸付債権を保有していることとなる。

したがって、会計処理法では、当該貸付債権を優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権と考えることとなる。

この場合、当該貸付債権に係る受取利息の実効利率を計算すると約5.65%<sup>(95)</sup>となり、約定金利の14%と異なることとなるため、当該貸付債権は、信託財産である貸付債権とその内容が異なっているとして、優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権とはいえないのではないかという疑問が生じるかもしれない。しかし、この疑問に対しては、信託受益権をその内容を単一にして複数に分割する場合の会計処

(95)  $900,000 = 39,750/(1+r/12) + 39,750/(1+r/12)^2 + 39,750/(1+r/12)^3 + \dots + 39,750/(1+r/12)^{22} + 39,750/(1+r/12)^{23} + 39,750/(1+r/12)^{24}$  により算出。  
 $r = 5.657998 \dots \%$ となる。

理の考え方を参考に、次のように整理することが可能と考える。

金融商品会計上、信託受益権の内容を単一にして複数に分割する場合（信託受益権が質的に単一の場合）には、分割後の信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産は、持分割合に応じて算定することとされている<sup>(96)</sup>。

この理由に関し、金融商品会計実務指針において言及はされていないが、推測すると、当該分割後の信託受益権の内容が質的に単一であれば、分割後の各信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産は、元の信託財産とその内容が同じといえるためではないかと考えるが、別の考え方、すなわち、信託受益権を質的に異なる分割をした後であっても、分割後の信託受益権の内容を金額で測定できるような場合、例えば、信託財産が金銭債権であるような場合には、分割後の信託受益権の内容に応じて測定された金銭債権を、各受益者が直接保有するものとみることができるという考え<sup>(97)</sup>に基づくものとも考えることもできる。

この考え方からすれば、金銭債権信託においては、信託受益権が質的に単一に分割されている場合だけでなく、優先受益権及び劣後受益権のように質的に分割（区分）された場合においても、各受益権の内容に応じて算定された金銭債権を、各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権とみることに問題はないといえ、元金 900,000 円、貸付期間 2 年、金利約 5.65% の貸付債権を、優先受益権の内容に応じて有す

---

(96) 金融商品会計実務指針 100 項(1)・291 項、企業会計基準委員会・前掲注(15)Q3 の A3(1)。

(97) 日本公認会計士協会は、受益者が複数存在する場合の課税関係として、「受益権が『量的（金額）』に分割されており受益者が 2 以上の場合、信託財産から得られる収益・費用又は信託財産に属する資産・負債を各受益者が有するものとして、課税関係を構築することが合理的である」と述べた上、「受益権が『質的（権利内容）』に分割されており、受益者が 2 以上の場合」には、「質的に分割された信託受益権の権利内容を金額で測定できれば、収益及び費用、資産及び負債を合理的に按分できる」という考えを述べている（日本公認会計士協会・租税調査会研究報告第 23 号「事業体に対する課税形態と実務上の問題点について」（平成 23 年 8 月 2 日）24～25 頁）。



るものとみなされる貸付債権とみることができると考える<sup>(98)</sup>。

当該貸付債権に係る CF は、前掲の表 2 と同様となり、優先受益権の購入時の税務仕訳及び各年の受取利息の合計額等を示した税務仕訳は、次のとおりとなる。

	借 方		貸 方	
購 入 時	貸付債権	900,000 円	現金	900,000 円
1 年 目	現金	477,000 円	受取利息	39,697 円
			貸付債権	437,303 円
2 年 目	現金	477,000 円	受取利息	14,303 円
			貸付債権	462,697 円

ロ 劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権

A 社は、信託譲渡の見合いとして受領した劣後受益権について、元本金額 100,000 円の劣後受益権を取得したものとみて会計処理を行うこととなるが、当該劣後受益権の償還時までの予定配当総額は 98,309 円となるので、当該劣後受益権を信託財産である貸付債権に置き換えると、元金 100,000 円、貸付期間 2 年、返済期限までの受取利息の合計が 98,309 円の貸付債権を保有していることとなる。

したがって、会計処理法では、当該貸付債権を劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権と考えることとなる。

この場合の受取利息は、信託財産である元金 1,000,000 円の貸付債権の受取利息 152,309 円から優先受益権への配当 54,000 円を控除した残額として計算されるため、約定金利ではなく、各配当月ごとに設定される金利に基づき算出するものと考えられることとなる。

(98) 信託財産が金銭債権である場合には、信託受益権について質的に単一に分割する場合も、質的に異なる分割をする場合も、当該分割後の信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権は、元の（一つの）金銭債権から切り出されたものには相違がないことから、両者の処理に差異を設けることは適当ではないという考え方によっても整理することができると考える。

この場合、当該信託財産である貸付債権とその内容が異なることになり、前記イの整理と同様の考え方により、当該貸付債権を劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権とみることができると考える。

なお、A社における優先受益権の譲渡時の会計処理からすると、優先受益権の譲渡益の計上に伴い、劣後受益権の帳簿価額を修正する処理（69,211円増額）が行われていることから、当該貸付債権の元金は、169,211円に変更されることとなる。

当該貸付債権に係るCFは、前掲の表3と同様となり、劣後受益権の帳簿価額修正額69,211円は、原則として、A社の損失となることが確定した日の属する事業年度において損金として計上することとなるが、当該貸付債権に係る利息の計上について、金融商品会計実務指針105項に準じた償却原価法（利息法）に基づく計上も認められるものとする<sup>(99)</sup>（利息法に基づく利息計上は後掲の表4参照。なお、利息法に基づく計上は、元金169,211円、貸付期間2年、金利約15.72%<sup>(100)</sup>の貸付債権を、劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権と考えるものと同様の結果となる。）。

優先受益権の譲渡時の税務仕訳及び各年の受取利息の合計額等を示した税務仕訳は、次のとおりとなる。

(99) 東京高判・前掲注(21)、後掲注(111)控訴審の要旨④参照。

(100)  $169,211=8,263/(1+r/12)+8,263/(1+r/12)^2+8,263/(1+r/12)^3+\dots$   
 $+8,262/(1+r/12)^{22}+8,262/(1+r/12)^{23}+8,262/(1+r/12)^{24}$ により算出。  
 $r=15.725138\dots\%$ となる

	借 方		貸 方	
優先譲渡時	現金	900,000 円	貸付債権	900,000 円
	貸付債権	69,211 円	譲渡益	69,211 円
1年目(注1)	現金	99,156 円	受取利息	71,201 円
			貸付債権	27,955 円
2年目(注2)	現金	99,153 円	受取利息	27,108 円
	雑損失(注3)	69,211 円	貸付債権	141,256 円

(注1) 利息法を採用した場合の1年目の受取利息は 21,146 円、貸付債権の償却額は 78,010 円となる。

(注2) 利息法を採用した場合の2年目の受取利息は 7,952 円、貸付債権の償却額は 91,201 円となる。

(注3) 貸付債権の帳簿価額の修正額 69,211 円は、2年目の期末に損失となることが確定したものとしている。

【表4 利息法に基づく劣後受益権に係る配当計算】

(単位：円)

分配月	配当	元本償還	計	元本残高
1	2,217	6,046	8,263	163,165
2	2,138	6,125	8,263	157,040
3	2,058	6,205	8,263	150,835
4	1,977	6,286	8,263	144,549
5	1,894	6,369	8,263	138,180
6	1,811	6,452	8,263	131,728
7	1,726	6,537	8,263	125,191
8	1,641	6,622	8,263	118,569
9	1,554	6,709	8,263	111,860
10	1,466	6,797	8,263	105,063
11	1,377	6,886	8,263	98,177
12	1,287	6,976	8,263	91,201
小計	21,146	78,010	99,156	-
13	1,195	7,068	8,263	84,133
14	1,102	7,161	8,263	76,972
15	1,009	7,254	8,263	69,718
16	914	7,349	8,263	62,369
17	817	7,446	8,263	54,923
18	720	7,543	8,263	47,380
19	621	7,642	8,263	39,738
20	521	7,742	8,263	31,996
21	419	7,844	8,263	24,152
22	316	7,946	8,262	16,206
23	212	8,050	8,262	8,156
24	106	8,156	8,262	0
小計	7,952	91,201	99,153	-
合計	29,098	169,211	198,309	-

(注) 各欄の数値は、合計額に合わせるため端数処理を行っている。

## (2) 各受益権の時価に基づき算定する方法

この方法は、信託財産である金銭債権の帳簿価額を、優先受益権及び劣後受益権の時価の割合で按分し、各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を算定するもの<sup>(101)</sup>（以下「時価按分法」という。）であり、貸付期間、金利及び返済方式といった貸付条件は信託財産と同様と考えるものである。

### イ 優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権

信託財産の帳簿価額は1,000,000円、信託財産の時価は1,083,308円、そして優先受益権の時価は900,000円であるので、優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権は830,789円<sup>(102)</sup>と算定される。

したがって、時価按分法では、B社は、元金830,789円、貸付期間2年、金利14%、返済方式が元利均等払いである貸付債権を900,000円でA社から購入したと考えることとなる。

当該貸付債権に係る貸付期間の受取利息は、後掲の表5のとおり126,547円（1年目92,137円、2年目34,410円）となり、優先受益権に対する配当額54,000円との間に差額が生じるが、当該差額については、B社の損失となることが確定した日の属する事業年度において損金として計上することとなる。

B社における当該貸付債権の購入時の税務仕訳及び各年の受取利息の合計額等を示した税務仕訳は、次のとおりとなる。

---

(101) 優先受益権の譲渡損益を計算する際の譲渡原価の算出方法と同様である（第2章第1節2（2）参照。）

(102)  $830,789 = 1,000,000 \times 900,000 / 1,083,308$

	借 方		貸 方	
購 入 時	貸付債権	900,000 円	現金	900,000 円
1 年 目	現金	477,000 円	受取利息	92,137 円
	未収金(注1)	1,668 円	貸付債権	386,531 円
2 年 目	現金	477,000 円	受取利息	34,410 円
	未収金	1,668 円	貸付債権	444,258 円
	雑損失(注2)	72,547 円	未収金	3,336 円
			貸付債権	69,211 円

(注1) 元金 830,789 円の貸付債権について計算される受取利息及び元金返済額と優先受益権の CF に差額が生じているため、その差額を期末において未収金として処理している。

(注2) 受取利息と配当額との差額は2年目の期末に損失となることが確定したものである。

なお、当該貸付債権の元金 830,789 円と取得価額 900,000 円との差額が金利の調整により生じたものであれば、当該差額については、法人税基本通達 2-1-34 において定める「金銭債権をその……債権金額を超える価額で取得した場合において、その債権金額とその取得に要した価額との差額に相当する金額（……）の全部……が金利の調整により生じたものと認められるとき」に該当することから、償却原価法（利息法又は定額法）を適用することとなる。

【表5 元金 830,789 円の貸付債権に係る利息計算】

(単位：円)

回収月	利息	元金	計	元金残高
1	9,693	30,196	39,889	800,593
2	9,341	30,548	39,889	770,045
3	8,984	30,905	39,889	739,140
4	8,624	31,265	39,889	707,875
5	8,259	31,630	39,889	676,245
6	7,890	31,999	39,889	644,246
7	7,517	32,372	39,889	611,874
8	7,139	32,750	39,889	579,124
9	6,757	33,132	39,889	545,992
10	6,370	33,519	39,889	512,473
11	5,979	33,910	39,889	478,563
12	5,584	34,305	39,889	444,258
小計	92,137	386,531	478,668	-
13	5,184	34,705	39,889	409,553
14	4,779	35,110	39,889	374,443
15	4,369	35,520	39,889	338,923
16	3,955	35,934	39,889	302,989
17	3,535	36,354	39,889	266,635
18	3,111	36,778	39,889	229,857
19	2,682	37,207	39,889	192,650
20	2,248	37,641	39,889	155,009
21	1,808	38,081	39,889	116,928
22	1,365	38,524	39,889	78,404
23	914	38,975	39,889	39,429
24	460	39,429	39,889	0
小計	34,410	444,258	478,668	-
合計	126,547	830,789	957,336	-

(注) 各欄の数値は、合計額に合わせるため端数処理を行っている。

ロ 劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権

劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権については、信託財産である貸付債権 1,000,000 円から上記イで算定した優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権 830,789 円を控除して 169,211 円と算定される。

したがって、時価按分法では、A 社は、元金 169,211 円、貸付期間 2 年、金利 14%、返済方式が元利均等払いである貸付債権を有していると考えることとなる。

当該貸付債権に係る貸付期間の受取利息は、後掲の表 6 のとおり 25,762 円（1 年目 18,759 円、2 年目 7,003 円）と算出される。この場合、元金 169,211 円と受取利息 25,762 円の合計額が 194,973 円となり、劣後受益権の CF 総額 198,309 円よりも 3,336 円少なくなっているが、この差額は、A 社の収益となることが確定した日の属する事業年度において益金（雑益）として計上することとなる（当該貸付債権に係る受取利息及び雑益の計上は、金融商品会計実務指針 105 項に準じた償却原価法（利息法）に基づく計上も認められるものとする<sup>(103)</sup>）。

A 社においては、優先受益権の譲渡を行っていることからその譲渡損益を計算する必要があるが、上記イの優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権の元金 830,789 円を優先受益権 900,000 円の譲渡原価として計算することとなるので、優先受益権の譲渡益として 69,211 円が計上されることとなる<sup>(104)</sup>。

優先受益権の譲渡時の税務仕訳及び各年の受取利息の合計額等を示した税務仕訳は、次のとおりとなる。

(103) 東京高判・前掲注(21)、後掲注(111)控訴審の要旨④参照。

(104) 信託財産である 1,000,000 円の貸付債権から生じる受取利息は 152,309 円であり、そのうち優先受益者が 54,000 円を計上することになるので、劣後受益者としては 98,309 円を益金に計上する必要があるところ、劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権 169,211 円に対する受取利息が 25,762 円、CF の差額として計上される収益が 3,336 円及び優先受益権の譲渡益が 69,211 円であるので、劣後受益者において合計 98,309 円の益金が計上されていることとなる。



	借 方		貸 方	
優先譲渡時	現金	900,000 円	貸付債権 譲渡益	830,789 円 69,211 円
1 年目(注 1)	現金	99,156 円	受取利息 貸付債権 預り金(注 2)	18,759 円 78,729 円 1,668 円
2 年目(注 3)	現金	99,153 円	受取利息 貸付債権 預り金	7,003 円 90,482 円 1,668 円
	預り金	3,336 円	雑益(注 4)	3,336 円

(注 1) 利息法を採用した場合の 1 年目の受取利息は 21,146 円、貸付債権の償却額は 78,010 円となる（前掲の表 4 参照。）。

(注 2) 元金 169,211 円の貸付債権について計算される受取利息及び元金返済額と劣後受益権の CF に差額が生じているため、その差額を期末において預り金として処理している。

(注 3) 利息法を採用した場合の 2 年目の受取利息は 7,952 円、貸付債権の償却額は 91,201 円となる。

(注 4) 預り金は、2 年目の期末に収益となることが確定したものとしている。

【表6 元金 169,211 円の貸付債権に係る利息計算】

(単位：円)

回収月	利息	元金	計	元金残高
1	1,974	6,150	8,124	163,061
2	1,902	6,222	8,124	156,839
3	1,829	6,295	8,124	150,544
4	1,756	6,368	8,124	144,176
5	1,682	6,442	8,124	137,734
6	1,606	6,518	8,124	131,216
7	1,530	6,594	8,124	124,622
8	1,453	6,671	8,124	117,951
9	1,376	6,748	8,124	111,203
10	1,297	6,827	8,124	104,376
11	1,217	6,907	8,124	97,469
12	1,137	6,987	8,124	90,482
小計	18,759	78,729	97,488	-
13	1,055	7,069	8,124	83,413
14	973	7,151	8,124	76,262
15	889	7,235	8,124	69,027
16	805	7,319	8,124	61,708
17	719	7,405	8,124	54,303
18	633	7,491	8,124	46,812
19	546	7,578	8,124	39,234
20	457	7,667	8,124	31,567
21	368	7,756	8,124	23,811
22	277	7,846	8,123	15,965
23	187	7,936	8,123	8,029
24	94	8,029	8,123	0
小計	7,003	90,482	97,485	-
合計	25,762	169,211	194,973	-

(注) 各欄の数値は、合計額に合わせるため端数処理を行っている。

## (3) 各受益権の将来の CF 総額に基づき算定する方法

この方法は、優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を元金として計算される受取利息と当該元金の合計額が、優先受益権及び劣後受益権の将来の CF 総額と一致するよう、信託財産である金銭債権の約定金利及び返済方式に基づき算定する方法である（以下「CF法」という。）。

## イ 優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権

信託財産である貸付債権の返済方式は、元利均等払いとされているところ、毎月の返済額は $\{元金 \times (14\%/12) \times (1 + 14\%/12)^{24}\} / \{(1 + 14\%/12)^{24} - 1\}$ <sup>(105)</sup>で算出されるため、優先受益権の将来の CF 総額が 954,000 円となる優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権は、次の算式により求めることができる。

$$(\text{算式}) \text{ 当該貸付債権} = (954,000 / 24) \times \{(1 + 14\%/12)^{24} - 1\} / \{(14\%/12) \times (1 + 14\%/12)^{24}\}$$

これにより当該貸付債権は、827,903 円と算定される。

したがって、CF法では、B社は、元金 827,903 円、貸付期間 2 年、金利 14%、返済方式が元利均等払いである貸付債権を 900,000 円で A 社から購入したと考えることとなる。

当該貸付債権に係る貸付期間の受取利息は、後掲の表 7 のとおり 126,097 円（1 年目 91,812 円、2 年目 34,285 円）となり、優先受益権に対する配当額 54,000 円との間に差額が生じるが、当該差額については、B 社の損失となることが確定した日の属する事業年度において損金として計上することとなる。

B 社における当該貸付債権の購入時の税務仕訳及び各年の受取利息の合計額等を示した税務仕訳は、次のとおりとなる。

(105) 瀧澤武信監修・上江洲弘明＝高木悟『数学基礎プラスβ（金利編）（2015年度版）  
- 賢くローンを組もう - 』59 頁（早稲田大学出版部、2015）。

	借 方		貸 方	
購 入 時	貸付債権	900,000 円	現金	900,000 円
1 年 目	現金	477,000 円	受取利息	91,812 円
			貸付債権	385,188 円
2 年 目	現金	477,000 円	受取利息	34,285 円
			貸付債権	442,715 円
	雑損失 (注)	72,097 円	貸付債権	72,097 円

(注) 受取利息と配当額との差額は2年目の期末に損失となることが確定した  
ものとしている。

なお、当該貸付債権の元金 827,903 円と取得価額 900,000 円の差額が  
金利の調整により生じたものであれば、前記(2)イの場合と同様、償却原  
価法 (利息法又は定額法) を適用することとなる。

【表7 元金 827,903 円の貸付債権に係る利息計算】

(単位：円)

回収月	利息	元金	計	元金残高
1	9,659	30,091	39,750	797,812
2	9,308	30,442	39,750	767,370
3	8,953	30,797	39,750	736,573
4	8,593	31,157	39,750	705,416
5	8,230	31,520	39,750	673,896
6	7,862	31,888	39,750	642,008
7	7,490	32,260	39,750	609,748
8	7,114	32,636	39,750	577,112
9	6,733	33,017	39,750	544,095
10	6,348	33,402	39,750	510,693
11	5,958	33,792	39,750	476,901
12	5,564	34,186	39,750	442,715
小計	91,812	385,188	477,000	-
13	5,165	34,585	39,750	408,130
14	4,762	34,988	39,750	373,142
15	4,353	35,397	39,750	337,745
16	3,940	35,810	39,750	301,935
17	3,523	36,227	39,750	265,708
18	3,100	36,650	39,750	229,058
19	2,672	37,078	39,750	191,980
20	2,240	37,510	39,750	154,470
21	1,802	37,948	39,750	116,522
22	1,359	38,391	39,750	78,131
23	911	38,839	39,750	39,292
24	458	39,292	39,750	0
小計	34,285	442,715	477,000	-
合計	126,097	827,903	954,000	-

(注) 各欄の数値は、合計額に合わせるため端数処理を行っている。

ロ 劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権

劣後受益権の将来の CF 総額が 198,309 円となる劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権については、信託財産である貸付債権 1,000,000 円から上記イで算定した優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権 827,903 円を控除して 172,097 円と算定される。

したがって、CF 法では、A 社は、元金 172,097 円、貸付期間 2 年、金利 14%、返済方式が元利均等払いである貸付債権を有していると考えることとなる。

当該貸付債権に係る貸付期間の受取利息は、後掲の表 8 のとおり 26,212 円（1 年目 19,085 円、2 年目 7,127 円）となる。

A 社においては優先受益権の譲渡を行っていることから、その譲渡損益を計算する必要があるが、上記イの優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権の元金 827,903 円を優先受益権 900,000 円の譲渡原価として計算することとなるので、優先受益権の譲渡益として 72,097 円が計上されることとなる<sup>(106)</sup>。

なお、優先受益権の譲渡時の税務仕訳及び各年の受取利息の合計額等を示した税務仕訳は、次のとおりとなる。

---

(106) 信託財産である 1,000,000 円の貸付債権から生じる受取利息は 152,309 円であり、そのうち優先受益者が 54,000 円を計上することになるので、劣後受益者としては 98,309 円を益金に計上する必要があるところ、劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権 172,097 円に対する受取利息が 26,212 円、優先受益権の譲渡益が 72,097 円であるので、劣後受益者において合計 98,309 円の益金が計上されていることとなる。

	借 方		貸 方	
優先譲渡時	現金	900,000 円	貸付債権 譲渡益	827,903 円 72,097 円
1 年 目	現金	99,156 円	受取利息 貸付債権	19,085 円 80,071 円
2 年 目	現金	99,153 円	受取利息 貸付債権	7,127 円 92,026 円

【表8 元金 172,097 円の貸付債権に係る利息計算】

(単位：円)

回収月	利息	元金	計	元金残高
1	2,008	6,255	8,263	165,842
2	1,935	6,328	8,263	159,514
3	1,861	6,402	8,263	153,112
4	1,786	6,477	8,263	146,635
5	1,711	6,552	8,263	140,083
6	1,634	6,629	8,263	133,454
7	1,557	6,706	8,263	126,748
8	1,479	6,784	8,263	119,964
9	1,400	6,863	8,263	113,101
10	1,319	6,944	8,263	106,157
11	1,238	7,025	8,263	99,132
12	1,157	7,106	8,263	92,026
小計	19,085	80,071	99,156	-
13	1,074	7,189	8,263	84,837
14	990	7,273	8,263	77,564
15	905	7,358	8,263	70,206
16	819	7,444	8,263	62,762
17	732	7,531	8,263	55,231
18	644	7,619	8,263	47,612
19	555	7,708	8,263	39,904
20	466	7,797	8,263	32,107
21	375	7,888	8,263	24,219
22	283	7,979	8,262	16,240
23	189	8,073	8,262	8,167
24	95	8,167	8,262	0
小計	7,127	92,026	99,153	-
合計	26,212	172,097	198,309	-

(注) 各欄の数値は、合計額に合わせるため端数処理を行っている。



## (4) 各受益権の予定配当総額に基づき算定する方法

この方法は、優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を元金として計算される受取利息総額が、優先受益権及び劣後受益権に係る予定配当総額と一致するよう、信託財産である金銭債権の約定金利及び返済方式に基づき算定する方法である（以下「配当法」という。）。

## イ 優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権

元利均等払いによる毎月の返済額は、前記(3)イのとおり $\{元金 \times (14\% / 12) \times (1 + 14\% / 12)^{24}\} / \{(1 + 14\% / 12)^{24} - 1\}$ で求められる。また、返済期限までの受取利息総額と予定配当総額が一致すると仮定すれば、毎月の返済額は、 $(元金 + 予定配当総額) / 24$  で算出される。そうすると、優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権は、次の算式により求めることができる。

$$(算式) \text{元金} = \{(元金 + 54,000) / 24\} \times \{(1 + 14\% / 12)^{24} - 1\} / \{(14\% / 12) \times (1 + 14\% / 12)^{24}\}$$

これにより元金、すなわち、当該貸付債権の額は、354,541 円と算定される。

したがって、配当法では、B社は、元金 354,541 円、貸付期間 2年、金利 14%、返済方式が元利均等払いである貸付債権を 900,000 円でA社から購入したと考えることとなる。

当該貸付債権に係る利息計算は後掲の表9のとおりとなり、1年目の受取利息は 39,322 円、2年目の受取利息は 14,678 円となる。

B社における当該貸付債権の購入時の税務仕訳及び各年の受取利息の合計額等を示した税務仕訳は、次のとおりとなる。

	借 方		貸 方	
購 入 時	貸付債権	900,000 円	現金	900,000 円
1 年 目	現金	477,000 円	受取利息	39,322 円
			貸付債権	164,954 円
			預り金(注1)	272,724 円
2 年 目	現金	477,000 円	受取利息	14,678 円
			貸付債権	189,587 円
			預り金	272,735 円
	預り金(注2)	545,459 円	雑益	545,459 円
	雑損(注3)	545,459 円	貸付債権	545,459 円

(注1) 元金 354,541 円の貸付債権について計算される受取利息及び元金返済額と優先受益権の CF に差額が生じているため、その差額を期末において預り金として処理している。

(注2) 預り金については、2年目の期末に収益となることが確定したものとしている。

(注3) 貸付債権の元金と帳簿価額との差額については、2年目の期末に損失となることが確定したものとしている。

なお、B社は、元金 354,541 円の貸付債権を 900,000 円で購入したこととなるので、当該差額が金利の調整により生じたものであれば、前記(2)イの場合と同様、償却原価法(利息法又は定額法)を適用することとなる。

【表9 元金 354,541 円の貸付債権に係る利息計算】

(単位：円)

回収月	利息	元金	計	元金残高
1	4,137	12,886	17,023	341,655
2	3,986	13,037	17,023	328,618
3	3,834	13,189	17,023	315,429
4	3,680	13,343	17,023	302,086
5	3,525	13,498	17,023	288,588
6	3,367	13,656	17,023	274,932
7	3,208	13,815	17,023	261,117
8	3,047	13,976	17,023	247,141
9	2,884	14,139	17,023	233,002
10	2,719	14,304	17,023	218,698
11	2,552	14,471	17,023	204,227
12	2,383	14,640	17,023	189,587
小計	39,322	164,954	204,276	-
13	2,211	14,812	17,023	174,775
14	2,039	14,983	17,022	159,792
15	1,864	15,158	17,022	144,634
16	1,687	15,335	17,022	129,299
17	1,508	15,514	17,022	113,785
18	1,327	15,695	17,022	98,090
19	1,144	15,878	17,022	82,212
20	959	16,063	17,022	66,149
21	771	16,251	17,022	49,898
22	582	16,440	17,022	33,458
23	390	16,632	17,022	16,826
24	196	16,826	17,022	0
小計	14,678	189,587	204,265	-
合計	54,000	354,541	408,541	-

(注) 各欄の数値は、合計額に合わせるため端数処理を行っている。

ロ 劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権

劣後受益権の配当 98,309 円が受取利息となる貸付債権の元金については、信託財産である貸付債権 1,000,000 円から上記イで算定した優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権の元金 354,541 円を控除して 645,459 円と算定される。

したがって、配当法では、A 社は、元金 645,459 円、貸付期間 2 年、金利 14%、返済方式が元利均等払いである貸付債権を有していると考えることとなる。

当該貸付債権に係る利息計算は後掲の表 10 のとおりとなり、1 年目の受取利息は 71,579 円、2 年目の受取利息は 26,730 円となるが、金融商品会計実務指針 105 項に準じた償却原価法（利息法）に基づく計上も認められるものとする<sup>(107)</sup>。

A 社においては優先受益権の譲渡を行っていることから、その譲渡損益を計算する必要があるが、上記イの優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる貸付債権の元金 354,541 円を優先受益権 900,000 円の譲渡原価として計算することとなるので、優先受益権の譲渡益として 545,459 円が計上されることとなる。

優先受益権譲渡時の税務仕訳及び各年の受取利息の合計額等を示した税務仕訳は、次のとおりとなる。

---

(107) 東京高判・前掲注(21)、後掲注(111)控訴審の要旨④参照。

	借 方		貸 方	
優先譲渡時	現金	900,000 円	貸付債権	354,541 円
			譲渡益	545,459 円
1 年 目	現金	99,156 円	受取利息	71,579 円
	未収金(注1)	272,732 円	貸付債権	300,309 円
2 年 目	現金	99,153 円	受取利息	26,730 円
	未収金	272,727 円	貸付債権	345,150 円
	雑損(注2)	545,459 円	未収金	545,459 円

(注1) 元金 645,459 円の貸付債権について計算される受取利息及び元金返済額と劣後受益権の CF に差額が生じているため、その差額を期末において未収金として処理している。

(注2) 未収金については、2年目の期末に損失となることが確定したものとしている。

【表 10 元金 645,459 円の貸付債権に係る利息計算】

(単位：円)

回収月	利息	元金	計	元金残高
1	7,530	23,461	30,991	621,998
2	7,257	23,734	30,991	598,264
3	6,980	24,011	30,991	574,253
4	6,700	24,291	30,991	549,962
5	6,416	24,575	30,991	525,387
6	6,130	24,861	30,991	500,526
7	5,839	25,152	30,991	475,374
8	5,546	25,445	30,991	449,929
9	5,249	25,741	30,990	424,188
10	4,949	26,041	30,990	398,147
11	4,645	26,345	30,990	371,802
12	4,338	26,652	30,990	345,150
小計	71,579	300,309	371,888	-
13	4,027	26,963	30,990	318,187
14	3,712	27,278	30,990	290,909
15	3,394	27,596	30,990	263,313
16	3,072	27,918	30,990	235,395
17	2,746	28,244	30,990	207,151
18	2,417	28,573	30,990	178,578
19	2,083	28,907	30,990	149,671
20	1,746	29,244	30,990	120,427
21	1,405	29,585	30,990	90,842
22	1,060	29,930	30,990	60,912
23	711	30,279	30,990	30,633
24	357	30,633	30,990	0
小計	26,730	345,150	371,880	-
合計	98,309	645,459	743,768	-

(注) 各欄の数値は、合計額に合わせるため端数処理を行っている。

## 第2節 各方法の検討結果

前節において、優先受益権及び劣後受益権の各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権（貸付債権）の算定方法として、会計処理法、時価按分法、CF法及び配当法の四つの方法を検討した。

その結果、モデルのような前提条件が整えば、いずれの方法によっても当該金銭債権を算定することは可能であったが、期間損益が異なる結果となることが把握された。

例えば、優先受益者の1年目の受取利息を比較すると、会計処理法によった場合は39,697円、時価按分法によった場合は92,137円、CF法によった場合は91,812円、配当法によった場合は39,322円となっている（後掲の表11参照）。

また、劣後受益者の1年目の受取利息をみると、会計処理法によった場合は71,201円、時価按分法によった場合は18,759円、CF法によった場合は19,085円、配当法によった場合は71,579円となっているほか、優先受益権の譲渡益については、会計処理法と時価按分法は69,211円と同額になっているが、CF法は72,097円であり、配当法は545,459円となっている（後掲の表12参照）。

現行規定の下では、優先受益者及び劣後受益者の各受益者等が、保有する各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を任意の方法により算定し当該金銭債権に帰せられる収益の計上を行った場合、当該算定方法が合理的であるといえる限りにおいては、その収益計上は認められることになるものと考えられる。しかし、各方法で期間損益が異なることから、各受益者等が任意の方法で当該金銭債権の算定を行うことができる状態は利益調整が可能であると考えられ、適切な状態とはいえない。

したがって、当該金銭債権の算定方法を規定することが必要であり、また、算定方法の選択による利益調整に対応するため、一旦選択した方法を継続適用することも規定する必要があるものと考えられる。

【表 11 優先受益者の期間損益比較】

(単位：円)

	期首簿価	1年目	期末簿価	2年目	雑損	所得計
会計処理法	900,000	39,697	462,697	14,303	—	54,000
時価按分法	900,000	92,137	513,469	34,410	- 69,211 - 3,336	54,000
C F 法	900,000	91,812	514,812	34,285	- 72,097	54,000
配当法	900,000	39,322	735,046	14,678	—	54,000

【表 12 劣後受益者の期間損益比較】

(単位：円)

	期首簿価	1年目	優先受益権譲渡益	期末簿価	2年目	雑損 ／雑益	所得計
会計処理法	169,211	71,201	69,211	141,256	27,108	- 69,211 ／—	98,309
時価按分法	169,211	18,759	69,211	90,482	7,003	— ／3,336	98,309
CF法	172,097	19,085	72,097	92,026	7,127	—	98,309
配当法	645,459	71,579	545,459	345,150	26,730	- 545,459 ／—	98,309

なお、当該算定方法に係る問題点として、優先受益者が、時価按分法、CF法及び配当法を使用する場合、算定に必要な情報が把握できない可能性があるという点がある。

具体的には、時価按分法は、信託譲渡された金銭債権の帳簿価額及び時価並びに当該金銭債権の貸付条件といった情報を必要とし、CF法及び配当法は、信託譲渡された金銭債権の貸付条件及び予定配当総額といった情報を必要とす



るのであるが、優先受益者においてはこれらの情報を把握できない場合が想定され、そのような場合にはこれらの方法を選択することが困難となる。

したがって、当該算定方法を規定する際には、優先受益者が算定に必要な情報を把握できるようにするための制度的手当ても必要となる。

## 第5章 算定方法の規定の必要性

前章第2節において、優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法に係る規定を設けることが必要である旨を述べた。

本章では、信託を利用した金銭債権の流動化取引を行い、保有することとなった劣後受益権に係る収益配当金の計上方法が争点となった事件であるA銀行事件<sup>(108)</sup>を題材とし、前章第2節で述べたところとは別の観点から、当該算定方法の規定の必要性について検討を行うこととする。

### 第1節 検討の題材

#### 1 A銀行事件

A銀行事件（以下第5章において「本件」という。）は、A銀行（原告・控訴人）が、その保有する住宅ローン債権について、信託を利用した二種類の流動化取引を行い、それにより保有することとなった劣後受益権の帳簿価額と元本金額との差額について、金融商品会計実務指針 105 項<sup>(109)</sup>の適用があるとして償却原価法を適用し、当該劣後受益権に係る収益配当金の一部について、平成 16 年 3 月期、平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期（以下「本件各事業年度」という。）に係る法人税の益金並びに平成 17 年 3 月期の課税期間及び平成 18 年 3 月期の課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税の資産の譲渡等の対価の額に含めず行った確定申告が適正であったか

---

(108) 東京高判・前掲注(21)

(109) 「債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合には、取得時に取得価額で貸借対照表に計上し、取得価額と債権金額との差額（以下『取得差額』という。）について償却原価法に基づき処理を行う。この場合、将来キャッシュ・フローの現在価値が取得価額に一致するような割引率（実効利率）に基づいて、債務者からの入金額を元本の回収と受取利息とに区分する。……。」（金融商品会計実務指針 105 項）

が争われた事件である（一審：国側勝訴、控訴審：国側敗訴（確定））<sup>(110)</sup>。

## 2 本件の流動化取引

A 銀行は、保有する住宅ローン債権の流動化取引として、二種類の流動化取引（流動化取引1及び流動化取引2）を行った。

流動化取引1に係る事実関係は次のとおりである。

- ① A 銀行は、平成 15 年 2 月 3 日、B 銀行との間で、A 銀行を信託の委託者、B 銀行を信託の受託者として、A 銀行が保有する住宅ローン債権の一

---

(110) 本件の第一審に係る評釈及び論文等として、秋葉賢一「債権流動化における劣後受益権に関する収益認識 - 東京地裁平成 24 年 11 月 2 日判決」税務弘報 2013 年 4 月号 132～139 頁 (2013)、浅妻章如「債権流動化における信託劣後受益権者の元本充当・益金算入の振り分け（金融商品会計実務指針 105 項の償却原価法）の是非に関する東京地判平成 24 年 11 月 2 日評釈」立教法学 87 号 83～102 頁 (2013)、伊藤眞「債権流動化により残存部分である劣後持分権に生じた取得差額の会計処理」三田商学研究 56 巻 4 号 27～56 頁 (2013)、片岡義弘＝永井利幸「債権流動化における劣後受益権の収益配当金に係る会計処理 - 東京地裁平成 24 年 11 月 2 日判決について -」企業会計 65 巻 10 号 49～57 頁 (2013)、品川芳宣「金融商品（信託受益権）に係る収益配当金の収益計上時期」税研 172 号 98～101 頁 (2013)、品川芳宣「金融商品（信託受益権）に係る収益配当金の収益計上時期」T&A master 517 号 20～29 頁 (2013)、中澤栄仁「債権流動化取引で譲渡人が保有する劣後受益権の会計処理～『償却原価法』を適用すべきか否か～」旬刊経理情報 1341 号 46～50 頁 (2013)、濱田洋「劣後信託受益権に係る収益配当金に対する会計処理の適否が問題となった事例」新・判例解説 Watch221～224 頁 (2014)、流動化・証券化協議会 税務会計問題特別検討ワーキング・グループ「債権流動化における劣後受益権の会計・税務上の取扱い[中間報告] - 平成 22 年東京地裁法人税更正処分取消等請求事件を踏まえて -」SFJ Journal 7 号 58～65 頁 (2013)、吉村政穂「劣後受益権に係る収益配当金についての会計処理が問題となった事例」ジュリスト 1451 号 8～9 頁 (2013) などがある。

また、控訴審に係るものとして、片岡義弘＝青山薫＝永井利幸「債権流動化における劣後受益権の収益配当金に係る会計処理 - 東京高裁平成 26 年 8 月 29 日判決」企業会計 67 巻 2 号 97～103 頁 (2015)、神山弘行「受益権が複層化された信託の課税上の扱い」ジュリスト 1492 号 189～190 頁 (2014)、佐藤修二「流動化取引につき納税者の行った会計処理が法人税法上正当なものであるとされた事例」ジュリスト 1475 号 8～9 頁 (2015)、藤曲武美「債権流動化に伴う劣後受益権に係る金融商品実務指針と公正処理基準 - 東京高裁平成 26 年 8 月 29 日判決」税務弘報 2015 年 1 月号 148～156 頁 (2015)、福田智子「流動化取引における劣後受益権に係る収益配当金の会計処理が争われた事案（東京高裁平成 26 年 8 月 29 日判決）」税務事例 47 巻 7 号 23～35 頁 (2015)、宮塚久＝鈴木卓「劣後受益権に係る税務処理 - 東京高判平成 26 年 8 月 29 日を題材として -」SFJ Journal 10 号 1～11 頁 (2015)、鶴川・前掲注(59)43～60 頁 (2015) などがある。

部を包括して信託譲渡する旨の契約を締結し、元本総額 204 億 7431 万 6907 円相当分の住宅ローン債権（以下「本件債権 1」という。）を信託譲渡した。

- ② A 銀行は、本件債権 1 の信託譲渡と引き換えに、B 銀行から元本金額 175 億円の優先受益権（以下「本件優先受益権 1」という。）及び元本金額 29 億 7431 万 6907 円の劣後受益権（以下「本件劣後受益権 1」という。）を受領した。
- ③ A 銀行は、平成 15 年 2 月 5 日、B 銀行との間で、1 億 8250 万 9299 円の金銭を追加信託し、これを本件劣後受益権 1 の元本に上乘せする旨の合意をして、本件劣後受益権 1 の元本金額は 31 億 5682 万 6206 円に増額された。
- ④ A 銀行は、平成 15 年 2 月 14 日、X 社に対し、本件優先受益権 1 を 175 億円で売却した。
- ⑤ A 銀行は、本件優先受益権 1 の売却後においても本件劣後受益権 1 は同社の貸借対照表に計上され続けることから、金融商品会計実務指針 37 項に定める「金融資産の消滅時に譲渡人に何らかの権利・義務が存在する場合」に該当するとして、平成 15 年 3 月期において、本件優先受益権 1 の元本金額 175 億円から、本件債権 1 の帳簿価額 204 億 7431 万 6907 円に本件優先受益権 1 の時価 174 億 9998 万 0265 円を乗じ本件債権 1 の時価 227 億 2312 万 1479 円で除して算出した本件優先受益権 1 の譲渡原価 157 億 6808 万 6359 円を差し引き、本件優先受益権 1 の売却益として 17 億 3191 万 3641 円を計上した。また、これに伴い、本件劣後受益権 1 の帳簿価額を、本件債権 1 の帳簿価額から本件優先受益権 1 の譲渡原価を差し引き上記③の追加信託した 1 億 8250 万 9299 円を加えた 48 億 8873 万 9847 円とする会計処理を行った。
- ⑥ A 銀行は、本件各事業年度において、本件劣後受益権 1 に係る収益配当金の会計処理について、金融商品会計実務指針 105 項の適用があるものとして同項の「受取利息」に相当する「買入金銭債権利息額」を算出し、そ

の残額を同項の「元本の回収」に相当する「買入金銭債権償還額」として買入金銭債権利息額のみを収益に計上する一方で、買入金銭債権償還額については収益に計上せず、同額を本件劣後受益権 1 の帳簿価額から減額する処理を行った。

以上が、流動化取引 1 に係る事実関係である。

次に、流動化取引 2 であるが、事実関係は次のとおりである。

- ① A 銀行は、平成 16 年 7 月 30 日、有限責任中間法人 C に対し、A 銀行が保有する住宅ローン債権のうち、元本総額 237 億 2274 万 0543 円相当分の住宅ローン債権（以下「本件債権 2」という。）を代金 255 億 7732 万 8956 円で売却した。
- ② C は、同日、A 銀行との間で、C を信託の委託者、A 銀行を信託の受託者として、C が購入した本件債権 2 を包括して信託譲渡する旨の契約を締結し、本件債権 2 を信託譲渡した。
- ③ C は、本件債権 2 の信託譲渡と引き換えに、A 銀行から、元本金額 200 億円の優先受益権（以下「本件優先受益権 2」といい、本件優先受益権 1 と併せて「本件各優先受益権」という。）、元本金額 10 億円のメザニン受益権（優先受益権と劣後受益権の間に位置する受益権。以下「本件メザニン受益権」という。）及び元本金額 27 億 2274 万 0543 円の劣後受益権（以下「本件劣後受益権 2」といい、本件劣後受益権 1 と併せて「本件各劣後受益権」という。）を受領した。
- ④ C は、同日、A 銀行に対し、2 億 6238 万 9925 円の金銭を追加信託し、これを本件劣後受益権 2 の元本に上乘せする旨の合意をして、本件劣後受益権 2 の元本金額は 29 億 8513 万 0468 円に増額された。
- ⑤ A 銀行は、同日、C から、本件メザニン受益権を 10 億で、また、本件劣後受益権 2 を 48 億 3971 万 8881 円で購入した。
- ⑥ A 銀行は、本件優先受益権 2 は同社の保有する財産ではなく貸借対照表に計上されないが、本件劣後受益権 2 は同社の保有する財産であり貸借対照表に計上され続けることから、金融商品会計実務指針 37 項に定める「金

融資産の消滅時に譲渡人に何らかの権利・義務が存在する場合」に該当するとして、平成 17 年 3 月期において、本件優先受益権 2 の元本金額 200 億円から、本件債権 2 の帳簿価額 237 億 2274 万 0543 円に本件優先受益権 2 の時価 200 億円を乗じ本件債権 2 の時価 255 億 7732 万 8956 円で除して算出した本件優先受益権 2 の譲渡原価 185 億 4981 万 8540 円を差し引き、本件優先受益権 2 の売却益として 14 億 5018 万 1460 円を計上した。また、これに伴い、本件劣後受益権 2 の帳簿価額を、本件債権 2 の帳簿価額から本件優先受益権 2 の譲渡原価及び本件メザニン受益権の帳簿価額 10 億円を差し引き上記④の追加信託した 2 億 6238 万 9925 円を加えた 44 億 3531 万 1928 円とする会計処理を行った。

- ⑦ A 銀行は、本件各事業年度において、本件劣後受益権 2 に係る収益配当金の会計処理について、金融商品会計実務指針 105 項の適用があるものとして同項の「受取利息」に相当する「買入金銭債権利息額」を算出し、その残額を同項の「元本の回収」に相当する「買入金銭債権償還額」として買入金銭債権利息額のみを収益に計上する一方で、買入金銭債権償還額については収益に計上せず、同額を本件劣後受益権 2 の帳簿価額から減額する処理を行った。

以上が、流動化取引 2 に係る事実関係である。

### 3 本件に係る裁判所の判断

本件の主な争点は、本件各劣後受益権に係る収益配当金について、金融商品会計実務指針 105 項に基づき行った A 銀行の会計処理が税務上も認められるか（劣後受益権の帳簿価額と元本金額との差額が同項に定める「取得差額」に該当するとして、当該取得差額について償却原価法に基づき処理を行うことが税務上も認められるか）、ということであり、第一審においては、A 銀行の会計処理は税務上認められないと判断されたが、控訴審においては、本件各劣後受益権に係る収益配当金の会計処理について、金融商品会計実務指針 105 項がそのまま適用されるものではないとした上で、本件各劣後受益権に

つについては、同項が適用対象としている利益状況と類似していること等を理由に同項の類推適用を認め、A銀行の会計処理は、税務上も認められるものと判断された<sup>(111)</sup>。

(111) 第一審の判旨は次のとおり。

- ① 「金融商品会計実務指針 100 項(2)ただし書き及びこの背景事情について説明した 291 項によれば、……、原告が信託契約によって保有するに至った本件各劣後受益権は、金融商品会計実務指針 105 項にいう『債権を取得した場合』には該当しないと解すべきことになる。」
- ② 「本件各劣後受益権の帳簿価額と債権金額の差額は、帳簿処理に伴う技術的な理由によって計上されたものにすぎず、各受益権の支払日までの金利を反映して定められた金額ではなく、また、その帳簿価額は、各受益権の客観的な価値を把握した金額ではないから、本件各劣後受益権については、およそ金融商品会計実務指針 105 項が、『債権の支払日までの金利を反映して債権金額と異なる価額で債権を取得した場合』に、期間配分による償却原価法に基づく処理をさせることとした前提を欠くものであることは明らかである。」
- ③ 「本件各劣後受益権は、そもそも原告が保有していた住宅ローン債権の債務者が債務不履行になったり破産したりした場合のリスクを引き受けることによって本件各優先受益権の金融商品としての価値を高めることに1つの重要な意味があり、それゆえに本件各劣後受益権は、……、……本件各優先受益権……に対する信託元本の償還及び信託収益の配当がされた後に信託元本の償還及び信託収益の配当が得られることになっているのであると解され、このような本件各劣後受益権は、そもそも金融商品会計実務指針 105 項が想定する『債権の支払日までの金利を反映した債権ではないことはもとより、そのような本件各劣後受益権を『元本の回収』と『受取利息』に分けることはおよそ同項が予定するものではないと言わざるを得ない。」

また、控訴審の判旨は次のとおり。

- ① 「金融商品会計実務指針 100 項(2)ただし書き及びこの背景事情について説明した 291 項によれば、……、控訴人が本件信託契約によって保有するに至った本件各劣後受益権は、第三者からの購入を想定している金融商品会計実務指針 105 項にいう『債権を取得した場合』には該当しないと解すべきことになる。」
- ② 「本件劣後受益権 1 の元本金額と帳簿価額の差額部分は、住宅ローン債権である本件債権 1 が、高金利となっていて、その利息部分が本件劣後受益権 1 に帰属したことから生じる差異の部分が含まれているといえ、このことは、本件劣後受益権 2 においても同様である。」「そうすると、……、本件各劣後受益権については、経済的な実態として金融商品会計実務指針 105 項の『金利を反映して』債権金額と異なる価額で債権を保有しているということができ、また、この点において同項と類似した利益状況となっているということができると解される。」
- ③ 「本件各劣後受益権の内容は、控訴人が保有していた住宅ローン債権とは、元本の償還の時期、利息の利率などを異にし、信託受益権を優先受益権、劣後受益権と質的に異なるものとして分割され、その劣後受益権を保有するに至ったもので、住宅ローン債権の単純な残存部分とはいえないから、住宅ローン債権とは異なる内容の債権を保有するに至ったといえるのであって、この状況は、『債権を取得し

## 第2節 算定方法の規定の必要性の検討

平成 19 年度の税制改正により、受益者が複数いる場合の受益者等課税信託の取扱いについては、法人税法施行令 15 条 4 項において「信託財産に属する資産及び負債の全部をそれぞれの受益者がその有する権利の内容に応じて有するものとし、当該信託財産に帰せられる収益及び費用の全部がそれぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて帰せられるものとする」と規定された。

したがって、平成 19 年度の税制改正後においては、本件の争点である劣後受益権に係る収益配当金の計上方法を検討するに当たっては、劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる住宅ローン債権を算定することが必要となるが、本件は平成 19 年度の税制改正前の事件であり、本件においては劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる住宅ローン債権は争点とされていない。

そこで、本件が平成 19 年度の税制改正後の事件であり、かつ、前章で検討した、会計処理法、時価按分法、CF 法及び配当法が法人税法に規定されているとした場合、本件の争点はどのような結果となるかをみることで、これらの算定方法の規定の必要性を検討する。

ただし、本件の流動化取引について明らかにされている事実関係からでは住宅ローン債権の CF 及び利率等が不明であり、上記の方法に基づく検討ができないところ、前章第 1 節で設定したモデルは本件の流動化取引 1 とほぼ同様の取引（金銭債権信託を利用した資金調達取引であり、信託の委託者が当初の受益者となる自益信託である点、また、当該信託に係る信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分され、優先受益権は投資家が、劣後受益権は委託者が保

---

た』という利益状況に類似しているということができると解される。」

- ④「控訴人が、信託終了時の事業年度において、財産の減少がないにもかかわらず、本件差額の部分を損失として計上することは、経済的実態と齟齬すると判断して、そのような事態を回避するため、金融商品会計実務指針 105 項と同様の会計処理をすることを選択し、本件各劣後受益権の収益配当金につき、同様の会計処理することは、……利益状況の類似性を併せ考えると、取引の経済的実態からみての合理性を否定されるものとはいえないと解すべきである。」



有する点において同様。)といえるため、当該流動化取引1の事実関係を当該モデルの事実関係に修正した上、検討を行うこととする(流動化取引1で行われている金銭の追加信託については、本節の検討には影響しないものといえるため考慮しないこととする)。

なお、本件の流動化取引2は、平成18年の信託法改正後においては、自己信託<sup>(112)</sup>の方法により行われるものと考えられ、この場合、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権の他にメザニン受益権に区分される以外は、当該流動化取引1と同様の取引といえるため、当該流動化取引1のみにより当該検討を行うこととする。

## 1 仮定に基づく検討

A社は、保有する劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる住宅ローン債権の算定方法として、①会計処理法、②時価按分法、③CF法及び④配当法の四つの方法の中から選択できるものとし、それぞれの方法により算定される住宅ローン債権及び当該住宅ローン債権に帰せられる収益(当該住宅ローン債権に係る受取利息)及び優先受益権の譲渡損益を比較考量し、最も有利な方法を選択することができる状況にあると仮定する。

### ① 会計処理法

この方法による場合、前章第1節2(1)ロで述べたとおり、元金100,000円、貸付期間の受取利息が98,309円となる住宅ローン債権を有しているとみることとなる。

したがって、劣後受益権に係る収益配当金として計上すべき収益は、1年目71,201円、2年目27,108円となる。

また、優先受益権の譲渡益として69,211円の計上が必要となる。

なお、劣後受益権の元本(100,000円)と帳簿価額(169,211円)の差

---

(112) 「財産権者がその財産を他人のために管理・処分する旨を宣言する方法により信託を設定すること」勝田信篤「信託の設定 自己信託と目的信託を中心に」新井誠編『新信託法の基礎と運用』34頁(日本評論社、2007)。

額については、当該差額が損失となることが確定した日の属する事業年度において損金として処理されることとなる（当該差額について控訴審の判旨<sup>(113)</sup>からすれば、償却原価法の適用は認められると考えるが、ここでは本件がまだ発生していないと仮定するので、償却原価法の適用は考慮しない。）。

## ② 時価按分法

この方法による場合、前章第1節2(2)ロで述べたとおり、元金 169,211 円、貸付期間の受取利息が 25,762 円となる住宅ローン債権を有しているとみることとなる。

したがって、劣後受益権に係る収益配当金として計上すべき収益は、1年目 18,759 円、2年目 7,003 円となる。

また、優先受益権の譲渡益として 69,211 円の計上が必要となる。

なお、劣後受益権の元本と帳簿価額の差額については、元本の回収として処理されることとなる。また、劣後受益権の CF 総額（198,309 円）と当該元金及び当該収益配当金の合計額（194,973 円）との間に差額が生じるが、これについては当該差額が収益となることが確定した日の属する事業年度において益金として処理されることとなる。

## ③ CF 法

この方法による場合、前章第1節2(3)ロで述べたとおり、元金 172,097 円、貸付期間の受取利息が 26,212 円となる住宅ローン債権を有しているとみることとなる。

したがって、劣後受益権に係る収益配当金として計上すべき収益は、1年目 19,085 円、2年目 7,127 円となる。

また、優先受益権の譲渡益として 72,097 円の計上が必要となる。

なお、劣後受益権の元本と帳簿価額の差額については元本の回収として処理されることとなる。

---

(113) 前掲注(111) 控訴審の要旨④参照。

#### ④ 配当法

この方法による場合、前章第1節2(4)ロで述べたとおり、元金 645,459 円、貸付期間の受取利息が 98,309 円となる住宅ローン債権を有しているとみることとなる。

したがって、劣後受益権に係る収益配当金として計上すべき収益は、1 年目 71,579 円、2 年目 26,730 円となる。

また、優先受益権の譲渡益として 545,459 円の計上が必要となる。

なお、劣後受益権の元本と帳簿価額の差額については、当該差額が損失となることが確定した日の属する事業年度の損金として処理されることとなる（当該差額について、ここでは償却原価法の適用を考慮しないものとする。）。

A 社は、上記四つの算定方法のうち、1 期目の期間損益がより小さくなるものを選択するとすれば、会計処理法は、劣後受益権の元本と帳簿価額の差額が2期目の期末に損失となることが確定するものとしているのでこれを選択しないこととなり、また、配当法は、1 期目に多額の譲渡益を計上することになるのでこれを選択しないこととなることから、時価按分法又は CF 法のいずれかを選択することになる。

## 2 検討の結果

会計処理法を選択した上、劣後受益権の元本と帳簿価額の差額について償却原価法に基づく処理をした場合、時価按分法又は CF 法に基づく劣後受益権に係る収益配当金の計上額と近い結果となる（前章第1節表4参照。）。

しかし、劣後受益権に係る収益配当金の計上方法として規定されていない償却原価法に基づき処理を行うことは、税務上のリスクがある処理となるため、このような場合、法人は、税務上のリスクのない時価按分法又は CF 法に基づく処理を選択するものと考えられる。

そうすると、算定方法が規定されている場合においては、本件は発生しないということができ、逆にいえば、当該算定方法が規定されていない状態に

おいては、法人が税務上のリスクを回避することが困難な状態にあるので、その場合には本件は発生し得るということである。

以上のおり、本件の検討からも、当該算定方法を規定する必要があることが明らかとなったといえる。

## 第6章 税制改正案の提言

本章では、まず優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法に係る税制改正案を検討する。この案は、質的に区分された信託受益権に係る課税関係を明確化するためのものであるが、当該明確化に資する税制改正案としては、当該算定方法を規定する案だけではなく、現行の法人税法 12 条 1 項の考え方を変更する案として、優先受益権を有価証券として規定する案、あるいは優先受益権の譲渡取引について、オリジネーターと投資家との金融取引として規定する案も考えられる。そこで、次にこれらの税制改正案について検討を行うこととする。

### 第1節 金銭債権の算定方法を規定する案

第4章及び前章の検討から、優先受益権及び劣後受益権の各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法を規定する必要があることが明らかとなったが、時価按分法、CF 法及び配当法においては、優先受益者が当該金銭債権の算定に必要な情報を把握できない可能性があることから、当該情報を把握できるよう、制度的手当が必要となることを第4章第2節で述べた。ここでは、まず、この制度的手当について検討する。

最初に、時価按分法であるが、この方法による場合、信託譲渡された金銭債権の帳簿価額及び時価並びに当該金銭債権の貸付条件といった情報を優先受益者が把握する必要があることから、これらの情報を保有するオリジネーター(劣後受益者)について、当該情報の提供義務を規定するか、あるいは、優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の額の提供義務を規定するかのいずれかが必要となる。

しかし、信託譲渡された金銭債権の帳簿価額及び時価の情報は、金融商品の収益構造を優先受益者に対し明らかにすることにもなるので、当該情報の提供義務をオリジネーターに課すことは適当ではないと考える。また、オリジネー

ターが、優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の額を優先受益者に提供する場合も、金融商品の原価を明らかにすることになり、適当ではないと考える。

そうすると、時価按分法については、当該金銭債権の算定方法として規定することは困難といえる。

次に、CF法及び配当法であるが、これらの方法による場合、信託譲渡された金銭債権の貸付期間、約定金利及び返済方式といった貸付条件に係る情報が必要となるが、これらの情報は投資情報として開示されている場合もあると考えられることから、オリジネーターあるいは信託の受託者に対し、当該情報を優先受益者に提供する義務を課すこととしても特に問題は生じないと考える。また、これらの方法では予定配当総額も必要となるが、これに関しては、予定配当率を使用するなどした予定配当総額の算出方法を規定することにより、優先受益者が、これらの方法を選択することが困難となる問題点を解消することができると思われる。

したがって、当該金銭債権の算定方法としては、CF法及び配当法のほか、規定することに特に問題はないと考える会計処理法の三つの方法を規定することが可能と考える。

次に、優先受益者及び劣後受益者において、別々に当該金銭債権の算定方法を選択できるかについて検討する。

優先受益権及び劣後受益権の各受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権は、信託譲渡された一の本金債権を切り分けるものであることから、その合計は当該信託譲渡された一の本金債権と一致させる必要があると考える。そうすると、原則として、優先受益者と劣後受益者が選択する当該金銭債権の算定方法は同一にする必要があると考える。

更に、法人が選択した当該金銭債権の算定方法の継続適用の問題を検討する。

第4章の検討により、会計処理法、CF法及び配当法では、受取利息の期間損益が異なること及び優先受益権の譲渡益が異なることが把握され、各方法の組み合わせによっては利益調整が可能となることから、それを防ぐためには、法

人が選択した当該金銭債権の算定方法の継続適用を規定する必要がある。

この場合、一の金銭債権信託において選択した算定方法の継続適用を規定することは当然として、同一種類の金銭債権信託に対する継続適用を規定するか否かであるが、これを規定することは、納税者の選択の幅をかなり制限することになると考えられるので、一の金銭債権信託における継続適用のみを規定することが適当と考える。

以上の検討から、当該金銭債権の算定方法としては、会計処理法、CF法及び配当法を規定した上、原則として、一の金銭債権信託について、優先受益者及び劣後受益者が選択する方法は同一のものとし、当該金銭債権信託が終了するまでは、選択した方法を変更できないことを規定するとともに、予定配当総額の算出方法及びオリジネーター等から優先受益者に対する一定の情報提供義務を規定することが必要と考える。

なお、当該算定方法として、提言した方法以外の他の方法によることがより合理的な場合もあり得るので、会計処理法、CF法及び配当法以外の方法であっても合理的と認められるものであれば、その方法によることも認められる旨を規定しておくことも必要と考える。

当該金銭債権の算定方法を規定する案は、現行の取扱いを明確化させるものであり、制度全体を構成し直す必要がないという点で導入しやすいものではないかと考える。

## 第2節 優先受益権を有価証券として規定する案

次に、現行の法人税法12条1項の考え方を変更する案の一つとして、優先受益権を有価証券として規定する案を検討する。この案は、金融商品会計実務指針100項(2)等の会計実務の取扱いを参考にし、投資家における優先受益権の購入目的を重視したものである(劣後受益権についても有価証券と規定した場合には、受益者等課税信託の対象ではなくなることから、ここでは、劣後受益権について有価証券として規定することは検討しない。)

まず、法人税法上、優先受益権を有価証券とすることに問題はないか検討する。

法人税法上の有価証券とは、金融商品取引法2条1項に規定する有価証券、同条1項1号から15号までに掲げる有価証券及び同項17号に掲げる有価証券（同項16号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に表示されるべき権利でこれらの有価証券が発行されていないもの等（法法2二十一、法令11）とされており、同条2項1号又は2号に掲げる権利である信託受益権は、法人税法上の有価証券に該当しないこととされている。

この理由は、立案担当者によれば、受益者等課税信託における受益者等は、信託財産に属する資産を有するものとみなされることから、受益者等課税信託の対象となる信託受益権を有価証券とすることは不相当であることによるとされている<sup>(114)</sup>。

したがって、受益者等課税信託の受益者等から優先受益者を除く、すなわち、優先受益権を法人税法12条本文の対象となる受益権の対象から除くこととすれば、優先受益権を法人税法上の有価証券に含めることに問題はないと考える（この場合、優先受益権を有価証券の定義に含める方法のほか、信託税制の中でのみ優先受益権を有価証券とみなす方法が考えられる。）。

優先受益権を法人税法上の有価証券として規定する（又はみなす）に当たり、信託譲渡の課税関係等に疑義を生じさせないため、その有価証券の発行者及び性質を明らかにしておく必要がある。

まず、有価証券の発行者であるが、優先受益権の交付者である信託の受託者とみることが適当と考えるが、金融商品会計実務指針100項(2)においては、「信託を一種の事業体とみなして、当該受益権を……信託からの有価証券（債券、株式等）の購入とみなして取り扱う。」としているので、信託を当該発行者とみる案について、法人課税信託及び投資信託の取扱いを参考に検討する。

法人課税信託では、受託者が納税義務者とされている（法法4の6①）。この

---

(114) 佐々木ほか・前掲注(73)370頁。



理由について、立案担当者は、信託財産を法人とみなした上でこれを納税義務者とするることについては、実態面で調整を要する事項が広範に生じることになり、その調整は容易ではないためと説明されている<sup>(115)</sup>。法人課税信託の受益権は、同法上株式又は出資とみなされているが（法4の7六）、このことからすれば、当該受益権の発行者は、受託者と考えているといえる。

また、投資信託については、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）2条7項において、委託者又は受託者が投資信託の受益証券の発行者と規定されているところ、法人税法において特にこれと異なる規定は設けられていない。

したがって、これらのことを勘案すると、現時点では、信託を当該発行者とすることは適当ではないと考える。

投信法からすると、当該発行者としては資金調達者であるオリジネーターを当該発行者とみることも考えられるので、この案についても検討する。

オリジネーターを当該発行者とした場合、信託譲渡のうち、優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の譲渡及び信託の受託者における優先受益権の交付を法人税法上ないものとする必要が生じることになるが、当該金銭債権の譲渡及び当該優先受益権の交付に対し擬制できる取引が考えられず、また、これをないものとする理由付けを行うことも困難であると考えるので、当該発行者をオリジネーターとみることも適当ではないと考える。

以上のことからすれば、当該発行者は、やはり優先受益権の交付者である信託の受託者とすることが適当と考える。

次に、有価証券の性質であるが、優先受益権を有価証券とする目的は、優先受益者に対し受託者に対する株主等の地位を与えるためではないことから、株式又は出資とみなすことはせず、投資家の優先受益権の購入目的からすれば、債券として整理することが適当と考える<sup>(116)</sup>。

---

(115) 佐々木ほか・前掲注(73)314頁。

(116) 西浦真平氏は、米国の制度を参考に、優先劣後等複層化された受益権のうち、「債券として性質決定すべきものを区分」し、「信託財産から生じる所得を帰属させる

この案の場合には、オリジネーターが行う信託譲渡のうち、優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の信託譲渡は、有価証券（優先受益権）の交付を受けるための当該有価証券の発行者（信託の受託者）に対する現物資産による払い込み、すなわち資産の譲渡として整理されることとなることから、オリジネーターは、当該譲渡について譲渡損益を計上する必要がある。また、当該受託者においては、当該金銭債権を保有することとなることから、当該金銭債権から生じる損益についての税務処理が必要となる。

この税制改正案は、優先受益権の取扱いが明確になるものであるが、受託者においては、優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を把握する必要があること、また、劣後受益者についても、劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の把握が必要となることから、第1節で提言した税制改正案も同時に措置する必要があることになる。

なお、税制改正によらず、法人税法 22 条 4 項により、金融商品会計実務指針 100 項(2)等に基づき優先受益権を有価証券として評価又は処理する会計処理が認められるかについて検討すると、優先受益権は、法人税法の定義上、有価証券に該当しないものであることから、当該会計処理は定義に反する取扱いとなるため、同条同項の対象にはならないこととなる<sup>(117)</sup>。

このことは、同法 12 条及び 22 条の関係からもいうことができる。すなわち、受益者等課税信託の対象となる受益者等の課税標準は、受益者等が保有するものとみなされる信託財産に帰せられる収益及び費用に基づき算出されるため、当該課税標準を算出するためには、まず、当該受益者等が有するものとみなされる信託財産を明らかにする必要がある。つまり、同法 22 条の適用前に同法 12 条の適用を考える必要があるということであり、同条の適用があった時点で、優先受益者は、優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産を保有しているものとみなして課税関係が整理され、当該信託財産に帰せられる

---

べき受益者を明確にする」ことを提言されている（西浦真平「信託を利用した証券化と課税 - 複層化された受益権につき pass-through debt certificates を参考に -」租税資料館賞受賞論文集第 23 回（2014 年）下巻 255～257 頁（租税資料館、2015）。  
(117) 前掲注(92)参照。

収益及び費用について同法 22 条の適用がなされるのであるから、当該会計処理を同条 4 項の対象とすることはできないこととなる。

したがって、法人税法上、優先受益権を有価証券として処理するためには、税制改正が必要であるといえる。

### 第 3 節 オリジネーター（委託者）と投資家の 金融取引として規定する案

現行の法人税法 12 条 1 項の考え方を変更する別の案として、金銭債権の保有者であるオリジネーターの信託を利用した資金調達という目的を重視し、オリジネーターによる優先受益権の譲渡取引を、オリジネーターと投資家との間の金融取引（優先受益権を担保とした投資家からの金銭の借入れ）として規定する案を検討する（オリジネーターと信託との間の金融取引と考える案もあるが、前節で述べたとおり、信託を取引当事者とすることは、調整を要する事項が広範に生じることとなると考えられ、現時点では適当ではないことから、ここでの検討は行わないこととする。）。

この案による場合、オリジネーターが受託者に対し行う優先受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の信託譲渡及び信託の受託者からオリジネーターに対する優先受益権の交付を法人税法上ないものとする擬制を行わず、受領した優先受益権の譲渡取引のみを、優先受益権を担保にした投資家からの金銭の借入れと擬制することとなる（この結果、優先受益権の譲渡損益の計上は行わないこととなる。）。

この場合、オリジネーターが信託譲渡の見合いとして受領した優先受益権及び劣後受益権の各受益権は、オリジネーターがそのまま保有しているものと整理されることとなることから、結果として信託受益権の質的区分の問題は生じないこととなる。

なお、税制改正によらず、法人税法 12 条及び法人税法施行令 15 条 4 項の解釈として、オリジネーターが当該各受益権の全てを保有しているとみること、

すなわち、優先受益者が、同法 12 条 1 項に規定する「受益者としての権利を現に有するもの」に当たらないと解釈することが可能か検討すると、同項に規定する「受益者としての権利」は、信託法に規定する受益権に該当すると解され<sup>(118)</sup>、また、信託受益権の質的区分は信託法上も認められていると解されることから<sup>(119)</sup>、優先受益者は、信託法 2 条 7 項に規定する受益債権及び受益債権を確保するために同法の規定に基づいて信託の受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利を有しているといえるので、優先受益者を法人税法 12 条 1 項に規定する「受益者としての権利を現に有するもの」に当たらないと解釈することはできないと考える。

仮に、同項の受益者は、信託財産を直接保有するものとみなすことが適当な者のみであると解したとしても、金銭債権信託に係る優先受益権は金銭的評価ができるものであり、このようなものについて直接保有の擬制ができないとはいえないと考える。

したがって、解釈により、オリジネーターが当該各受益権の全てを保有しているとみることはできないといえる。

この案は、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分されている場合であっても、優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権を算定する必要がなく、優先受益者及び劣後受益者の課税関係を明確にすることができるものといえる。

また、この案によれば、次のような問題も回避できると考える。

現行の金融商品会計における金融資産の消滅の認識<sup>(120)</sup>は、私法上、当該金融資産は真正売買であると判断された場合においても、当該金融資産については消滅の認識要件<sup>(121)</sup>を満たしていないと判断される余地があると考えられ<sup>(122)</sup>、このような場合には、法人税法上、当該金融資産の譲渡が行われたと

---

(118) 佐藤・前掲注(77)27 頁。

(119) 能見・前掲注(39)82 頁、法務省・前掲注(39)126 頁。

(120) 金融商品会計基準 8 項。

(121) 金融商品会計基準 9 項。

(122) 金融商品会計基準 58 項。

みるか、金融取引とみるかの認定が困難となるという問題がある。これに対し、優先受益権の譲渡について金融取引として整理する場合には、このような問題について疑義が生じないこととなる。

以上のことからすると、オリジネーターによる投資家に対する優先受益権の譲渡取引について、オリジネーターと投資家との間の金融取引として規定する案は、検討の余地があるものとする<sup>(123)</sup>。

---

(123) 金銭債権信託に限定した税制改正案ではないが、先行研究においては、信託受益権が優先・劣後等質的に区分(複層化)された場合の取扱いについて、次のような提言などがなされている。

- ① 吉村政穂教授は、信託財産の直接保有の擬制を観念することが適当ではない者(エクイティ性を欠く受益者)は、受益者等課税信託の対象とならず、当該擬制を観念することが適当な者が全ての信託財産を保有する受益者とみなした上、当該受益者とエクイティ性を欠く受益者の間に債権債務関係を擬制(金融取引を擬制)し、その擬制に基づき課税するという案を提言されている(吉村・前掲注(81)17~23頁)。
- ② 浅妻章如教授は、信託受益権について、**time value of money**(金銭の時間的価値)を参照したみなし収益率(政府が適切と考える値を参照して決定)で時価評価をし、毎年少しずつ課税(みなし所得として暫定的に課税)していくとともに、**basis**を毎年少しずつ引き上げて、実現時に調整後**basis**との差額を損益として課税し直す(過去の課税の方が大きければ還付)という案を提言されている(浅妻章如「信託等を通じた資本所得課税・資産移転課税において納税者・課税当局間の紛争の種・程度を和らげる試み」信託研究奨励金論集 36号 151頁・159~162頁(2015)、浅妻・前掲注(81)177~179頁)。
- ③ 喜多綾子税理士は、受託者が信託財産に係る所得計算及び税額の納付を行い、受益者は分配額を収益に計上するとともに受託者段階で課税された税額について、分配額に応じて税額控除を行う課税方式(いったん受託者の段階で仮の課税を行うが、最終的には受益者で精算するという課税方式。)を提言されている(喜多綾子「信託課税における所得計算ルールの課題と理論的検討」立命館法学 331号 139頁・162~163頁(2010))。

## 第7章 結びに代えて

受益者等課税信託の受益者等が複数いる場合においては、各受益者等は、保有する信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該各受益者等の収益及び費用とみなして法人税の課税関係を整理することとされている。しかし、信託受益権の内容に応じて有するものとみなされる信託財産の算定方法が法令に規定されておらず、また、法人税基本通達においても当該算定方法は定められていないことから、各受益者等が税務上のリスクを有する状態となっている。

そこで、本稿では、金銭債権の流動化に利用される金銭債権信託を例に、優先受益者及び劣後受益者の課税関係を明確にする方策を検討した。

当該方策として、まず優先受益権及び劣後受益権の内容に応じて有するものとみなされる金銭債権の算定方法を検討した。その結果、一定の前提が整えば、会計処理法、時価按分法、CF法及び配当法の四つの方法により、当該金銭債権を算定することが可能であることが明らかとなった。しかし、各方法で期間損益に差異が生じることが把握されたこと及び優先受益者とその算定に必要な情報を把握できるよう制度的手当が必要であったこと等から、当該算定方法を規定する税制改正案を提言することとした。

また、税制改正案の提言に当たっては、現行の受益者等課税信託の考え方を変更する案の検討も行い、優先受益権を有価証券として規定する案及びオリジネーターによる優先受益権の譲渡取引について、オリジネーターと投資家との間の金融取引として規定する案についての提言も行うこととした。

しかし、信託受益権が優先受益権及び劣後受益権に区分されている信託は、金銭債権信託以外にもあり、他の種類の信託における優先受益者及び劣後受益者にあっても税務上のリスクを有していると考えられることから、各受益者等の課税関係を明確にするため、他の種類の信託についても本稿のような検討を行っていく必要があると考える。また、質的区分については、優先・劣後の区

分以外に元本受益権及び収益受益権といった区分もあることから、このような区分に対する検討も行っていく必要があると考える。

したがって、本稿で行うことができなかったこれらの点の検討が、今後の課題といえる。

そして、これらの検討結果を受けて、全ての種類の信託及び信託受益権の質的区分に対応できる税制改正案を構築し、提言することが望ましいといえるが、各受益者等が保有する税務上のリスクを少しでも解消するためには、信託の種類ごと及び信託受益権の質的区分ごとに税制改正案を提言していくことも有用であると考えられる。